

平成 1 9 年 6 月 4 日

平成 1 9 年第 2 回 岬町議会定例会

第 1 日 会議録

平成19年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成19年6月4日(月)午前10時01分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 43名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	副 町 長 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総務部副理事兼 総務法制課長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住民部副理事兼 税 務 課 長 入 口 博 行
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男	上下水道部長 末 原 光 喜
会計管理者副理事 兼 会 計 課 長 湊 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教育部副理事兼 生涯学習課長 岡 本 茂	教育部副理事 兼 青 文 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事
兼淡輪公民館長
総務部
行財政改革課長
事業部第二阪和等
プロジェクト推進課長

谷口桂三
四至本直秀
西啓介

総務部危機管理課長 亀崎義夫
住民部保険年金課長 古橋重和
教育部学校教育課長 唐門通

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局主幹
兼議会係長 竹下雅樹

○会 期

平成19年6月4日から22日(19日間)

○会議録署名議員

3番 中原 晶 5番 和田勝弘

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時01分 開会)

- 辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時1分でございます。

本日の出席議員は14名、全員出席であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

-
- 辻下正純議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。3番中原 晶君、5番和田勝弘君、以上の2名の方をお願いいたします。

-
- 辻下正純議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月4日から22日までの19日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 辻下正純議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月4日から22日までの19日間と決定しました。

-
- 辻下正純議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。石田町長。

- 石田町長 アジサイの花が日ごと色彩を変えていく、そんな小さな自然の営みに心和む季節となりました。

おはようございます。6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

私の政治信条といたしまして、住民本位の政治ということが上げられております。議員の皆さま

んは、まさに住民代表でございます。議会を最大限尊重させていただき、町のかじ取りを行ってまいりたいと考えております。どうぞ、議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分の承認を求める件といたしまして、平成１９年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１次）の件１件、平成１９年度一般会計補正予算（第１次）の件ほか補正予算の件３件、工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その２））の件ほか事件案件１件、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件ほか条例の一部改正１件、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件ほか人事案件５件、平成１８年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件ほか報告の件が３件、追加予定議案といたしまして、工事請負契約締結の件であります。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○辻下正純議長　以上で、町長のあいさつが終わりました。

○辻下正純議長　日程３、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、田代　堯君。

○田代　堯議員　おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、私、田代　堯が一般質問を行います。

昨今の厳しい社会状況の中において、新たに住民の審判を受け議会をスタートさせるに当たり、行政のみならず、議会としても、その審判を問われる大事な議会でもあります。住民の関心度も高く、再建団体転落の瀬戸際に立たされている危機的状況下にあり、町政のかじ取りを担っていく町長としてのお考えをお聞きいたします。

質問に入る前に、議員諸氏にお断りをいたしておきます。私ごとで大変申しわけないのですが、私は１年半ほどの空白がありますので、各質問について十分に協議なされた問題と重複する内容があるかもしれませんが、ご了承くださいますよう、お願いいたします。

それでは、まず初めの質問事項は、財政計画についてであります。

１点目に、町長は選挙民と約束をした選挙公約とメニューとその実現状況について、お尋ねいたします。選挙公約の１つに、増税はせず、町有財産の有効運用で増税を図りますと掲げられて

おります。就任２年目を迎える半ばにおいて、どれだけの町有財産の有効活用が図れたのか、どれだけの収入確保がなされたのか、また以前との比較を具体的にお示し願います。

公約の２つ目に、住民の皆様が主役の政治をしますとは、どのような手法をもって実践されているのか、お示し願いたい。

次に、２点目の平成１９年度以降の財政収支見通しと健全化についてであります。

町長は、平成１８年度の町政運営方針の中で、財政構造が一段と悪化しており、事業の選択と集中を念頭に、従来の手法にとらわれず、さらなる行政改革の断行が最重要課題と位置づけているとありますが、事業の選択と集中とは、どの事業をどのように推進しているのか、お尋ねをいたします。また、行財政改革の断行とは、どのように改革をなされたのか、お伺いいたします。

さらに、平成１９年度の町政運営方針では、地価の下落による固定資産税の減額を超過課税率により補完する状況や、財政調整基金を初め各種基金をすべて取り崩して必要な財源確保を図ると、非常に厳しい予算編成を述べられ、さらに最後には、町財政は、いよいよ基金も完全に底をつき、歳出の削減もぎりぎりのところまで絞り込んできたと述べられておられます。しかし、町長は就任以来、平成１８年から１９年度にかけ、固定資産税を初め上下水道料金、幼稚園の保育料、ごみの有料化などの値上げを次々と住民の負担を強いて、本年度の当初予算を編成されております。このような財政状況では、いつ破たんしてもおかしくないことから、本年度以降の財政計画はどのようにお考えなのか、財政収支見通しと財政健全化計画の資料をあわせてお示しを願いたい。

次に、土採り跡地整備計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

平成１１年４月２８日、岬町多奈川財産区と大阪府において、土採り土地使用貸借契約が締結されております。貸借の用途は、関西国際空港の埋め立てに伴い、跡地を岬町多奈川地区多目的公園として、大阪府が事業主体となって、平成１９年５月３１日までに整備を図ることとなっております。

そこで質問に入ります。１点目の進出企業選定の選考基準とそのプロセスについて、お伺いいたします。現在、土採り跡地内に大型養鶏場を誘致する計画があることから、工場誘致計画に反対し、同計画の撤回を求める反対運動が起こり、５，０００筆余りの署名とともに要望書が、大阪府知事、岬町あて、議会にも提出されております。また、昨今のマスコミ報道では、鳥インフルエンザの発生について、世界的にも被害が報じられ、人体にも影響を及ぼす大きな問題として取りざたされております。岬町は、財源確保と雇用対策のため、企業誘致を積極的に招致していますが、人体や住環境に影響を及ぼす恐れのある企業誘致については、慎重に検討することが求

められております。

そこで、岬町のホームページ、岬町多奈川地区多目的公園パートナー事業者（進出候補事業者）選定についての結果報道が記載されておりますが、その文中に、専門家による審査会の意見を踏まえて選定したとありますが、どのような意見が提案されたのか、具体的にお示し願いたい。また、事業内容を着実に実行できる経営能力を有することとありますが、経営能力の具体的な項目をお示してください。

次に、2点目の土採り跡地企業地内土地と府有地10万坪との交換事務手続等の状況についてであります。現在、岬町多奈川西畑地域にある大阪府土地開発公社が所有する山林10万坪と、今回、土採り跡地の企業地内の土地を大阪府と岬町多奈川財産区との間で、等価交換する同意がなされたように聞き及んでおりますが、事務手続はどのような段階まで進んでいるのか、また、町としてのメリットもあわせてお聞かせ願いたい。

最後に、小島海釣り公園施設についてであります。

現在、小島地区の永年の要望であった海釣り公園の事業化が着々と進んでおります。この事業は、関西国際空港に伴う騒音対策の1つでもあります。この事業の目的は、岬町小島地区は、府下で数少ない豊かな自然と良好な漁場に恵まれ、海釣りの適所として、周辺地域の住民のみならず、府民を初め広域的エリアの人々が利用できる施設整備が期待され、岬町の発展を促進するためにも、海釣り公園を建設することが求められています。

それでは、質問に入ります。この当該事業のみに係る従前からの予算執行状況についてお伺いいたします。

1点目は、この事業に係る過去から現在までの財源投入経費額は幾らか。また、岬町の一般財源以外の大阪府予算等も含めた事業総額は幾らか。さらに、今後、向こう5年間の支出予想額はどのような試算を立てているのか、お伺いいたします。

次に、釣り桟橋の所有権は、いつ岬町に譲り渡されたのか。また、この桟橋はどのぐらいの耐用年数としてとらまえているのか。さらに、採算性の問題についてであります。以前に示された資料によると、採算性は非常に難しいとの見解から協議が一時中断されていましたが、今回、採算がとれるとの見込みから、管理者制度を導入しての管理運営を行うとのことですが、収支計画はどのように立てておられるのか。また、採算がとれない場合、管理運営の継続が困難な状況になることも予測されますが、その場合の対応策について、町長の見解をお聞かせください。

以上が質問の内容であります。答弁の内容次第では再質問をさせていただきます。ありがとうございます。

○辻下正純議長 石田町長。

○石田町長 田代議員のご質問にお答えさせていただきます。ただ、非常に細かい具体的なご質問もございましたので、もし私の認識で足りないところは、また担当課の方からご説明させていただきたいと思います。たくさんございますので、まず順次行きたいと思います。

選挙民と約束した公約のメニューとその実現状況というところで、私、町長選挙のときに、広報で4点のお約束をさせていただいております。その中で、まず、住民主体の政治をするというのを第1点に上げさせていただいております。これは、先ほど冒頭のごあいさつでも述べさせていただいたとおり、まず、議会の皆さんは、これは住民代表でございます。したがって、議会を最大限尊重するという姿勢をとっていきたいと思っておりますし、皆さん、就任のときのごあいさつもさせていただいたように、本来、理事者というものが、まず、自分たちで意思決定したものを議会に投げかけて、ご判断をいただくというのが今まであったかと思うんですけども、私は、あのごときのごあいさつでも申し上げたように、節目節目では、我々の意思決定途中でも皆さんの意見を聞かせていただきたい。それで、我々の理事者としての意思決定の形成に、住民の皆さんの意見を取り入れていきたいという形で考えております。また、昨年夏、9カ所で町政報告という形でさせていただきました。このように、私どもの方からどんどん出向いて行って、住民の皆さんと直接対応していくという形で取り組んでまいっているところでございます。

2点目の増税はせず、町有財産の有効活用で増収を図りますという形の公約を上げさせていただいておりました。これにつきましては、私の認識不足というところもございまして、また、17年11月末に大量の職員の退職というのがございまして、これに5億少しの退職金が必要になったという不測の事態があったというところで、18年の3月議会で、まずこの点についておわびさせていただき、その旨を住民の皆さんにもご説明するべく、9カ所の町政報告会をしたということでございます。

あと、町有財産の有効活用、これは17年の予算では非常に少ない15万少ししか予算取りしなかったと思います。それで、18年度予算のときには、600万近くの予算を計上して、増収を図ろうという形をしたのですが、まだ決算、今、途中でございますが、これには正直、大きく届いておりません。ただ17年度に比べれば、17年度の規模は小さいですから、大体3倍ぐらいにはなっていると思うんですけども、ただ、これがなぜおけているかと申しますと、なかなか今までの、合併して50年たつ中で、町有地を有効活用するとなると、まず官民の境界をきっちりしなくちゃいけないという部分が、かなりおけているところがあるという部分では、まだまだ勉強していかななくてはならないところがあるかと思っております。ただ、あと残された

2年間で、この辺もきっちりして、有効活用に努めてまいりたいと思っております。

次に、議員からのご質問はなかったんですが、あと2点、公約ございますので、申し上げますと、利用者の心に届く福祉の充実に努めますというところがございました。これにつきましては、主旨からすれば、いわゆる個人給付の、ただただ与えるだけのお金、ばらまくだけの福祉というのはやめたいというのが主旨でございます。本当に、こういったところが必要があるのかというところ、その辺を考えた福祉をしていこうというところでございます。

次、4点目が、児童・生徒の学力向上にも積極的に取り組みますというのが、最終ございました。これにつきましては、本来、私が行政委員会である教育委員会に、余り細かく述べるというのは差し控えるべきだと思っておりますが、ただ私の気持ちとして、教育長、また教育部長の方に、こういった政策をしていただきたいと考えているという部分では、まず、これにも上げていきますように、学力の向上。この学力につきましては、私は、絶対に邪魔にならないものだと思っておりますので、とにかく岬町の子供さんには学力をつけていただきたい。それと同時に、野性味のある子供にも育てていただきたいという2点をお願いいたしております。これにつきましては、いろんな形で教育委員会さんの方で、実現に向けてしていただけてるというふうに認識いたしております。

あと、19年度以降の財政収支見通しと健全化計画というところでございまして、冒頭に田代議員の方からお話ありましたように、今回、新しく、また再度、この議場に来られた3名の議員さん以外の方には、3月の時点で、19年度以降の5年間の収支見通しという形でご説明させていただいたところでございますが、まず、一番住民の皆さんが関心といいますか、注目されているのが、再建団体に落ちないかというところだと思っております。これは夕張市のようなったら大変だということで、この岬町が再建団体に落ちるのか落ちないのか、また落ちるのはいつなのかということが非常に関心だと思っております。これは、また再建団体とは何ぞやということなんですけれども、いわゆる標準財政規模というものが数値ございます。岬町の場合、約40億でございまして、現在のところ、その20%に達したときに再建計画を立てなければならぬという形になっておるんですけれども、それからすると、今のところ、8億の累積赤字がたまった時点で、再建団体ということになるかと思っております。

3月に出させていただいた分では、確かに徐々に徐々に、現在は赤字はございませんので、累積赤字は今のところゼロということで、徐々に徐々に、今のままでいくと、たまっていき、23年度には7億強という形、8億弱という形でなっていくという数値を議員の皆さんにはお出ししたところでございます。現在、まだそれよりも若干厳しい状況で推移するのかなという予測も

してるんですけども。ただ、なぜこういった形を出させていただいたかといいますと、まず、その間に急いで慌てて政策を打たなくていいということもございますので、まず、この間の分では再建団体に落ちないという形でご説明させていただいているわけでございます。

ただ、その中でも健全化計画、まだまだこれから、例えば人件費の方も見ていかなくってはならない点もございましょうし、大きな歳出を今現在しております繰出費のところでも考える必要もあろうかと思っております。

次に、進出企業で内定の選考基準とそのプロセスというところでございますが、簡潔に言いますと、現在、3者を内定しているというところでございまして、これにつきましては、議員からあったように、4名の専門委員の方々に判断されております。これは、まず財政状況、その企業が進出してやっていけるのかどうか、あるいはそもそもが、この多目的公園の基本コンセプトである公共と民間が協働で創造する新しい多目的公園、これをともにやっていっていただける企業なのかというところでご判断をいただいております。最終決定するのは、いわゆる多奈協と言われております岬町多奈川地区整備促進協議会、この場で決定するんでございますが、まず、この専門委員さんで選考された部分をこの協議会で承認させていただいて、現在、3者を優先的交渉企業という形で認定させていただいているところでございます。

現在、詳しい進出計画というご提出を待っているというところでございます。その後、進出計画が出された時点で、もちろん議会の皆様にもお知らせし、そこでいろんな形で検討していきたいと思っております。もちろん私どもといたしましても、議員、先ほど申したように、人体や住環境に影響を及ぼすような、そういった企業を誘致する気はございませんので、その辺はご心配いただかなくても結構かなと思っております。

次に、企業内土地と府有地の10万坪との交換手続、現在どうなっているのかというところでございますが、これ、言い方、10万坪というのか、33ヘクというのか、平成2年ですね、関西空港の関連事業、その代替用地として、大阪府土地開発公社が先行取得した土地が、この33ヘク、10万坪と言われるところでございまして、これと、今回、土採り跡で整備された約2ヘクタールと交換しようというところでございますが、現在、先月末、5月31日時点で、大阪府の知事の同意、あとは同意ですね、協議の完了はこの5月31日で終了いたしております。あとは大阪府知事の同意をいただくと。そして、土地交換の手続を行うという段階まで至っております。

この、あと、メリットは何かというところでございますが、まず考えていただきますと、この33ヘク、これを約12億弱で先行取得していただいて、それが、今の評価で、またもとに戻る

と。そして、周りは財産区等と関連して、結果として、これからの計画考えられる。そういった土地になっております。その辺と、またそこが公社が企業誘致の部分の土地を所有するということは、まず公社も、いつまでもその土地を持っておく気は当然ございませんでしょうし、できるだけそれを企業誘致で売却したいという意思が働くだろうと思っております。したがって、今も、もちろん大阪府と協力して企業誘致進めておるんですけども、なお一層、大阪府、また公社の方なんですけども、大阪府と同じ形で動いていただける。より一層、自分の土地をつくらなにかんという気持ちになりますんで、その辺は非常に企業誘致に拍車がかかるんじゃないかなと。その辺がメリットかなと考えております。

最後に、海釣り公園の件でございますが、総額の予算は3億1,867万円を予定いたしております。現在、18年度で、用地の買収、釣り桟橋の整備、交流センターの設計等で1億8,988万円を支出いたしております。19年度につきましては、交流センターの建設と海釣り公園の備品購入を予定しておりまして、前年度の繰越予算額と合わせまして7,970万円の予算を計上いたしております。20年度につきましては、ふれあい広場の整備、備品購入、案内看板等の整備を予定しておりまして、4,710万円、約でございますが、事業を予定いたしているというところでございます。

あと、これが、そしたら採算がとれるのか、また、とれないときはどうするのかというご指摘でございますが、これにつきましては、まず、私どもからすると、採算がとれないということは想定していないというところでございまして、ここを管理する団体の方々のご努力で、あとはいかにそこが高い人件費で運営するか、あるいは安い人件費で運営していただけるかというところでございますので、その辺は我々としては採算がとれないということは想定しておりません。

どれぐらいの時間がもつのかというところでございますけども、釣り桟橋本体といいますか、土台部分、これは50年もつだろうという想定をしております。ただ、上の部分、この辺は15年から20年でという形、塗りがえをしていかないといけないという性格はしておりますけども、その辺もすべて収支の中で、その辺の積み立ても行って、運営できていくという形で、現在想定しております。

以上でございます。

○辻下正純議長 田代 堯議員。

○田代 堯議員 今、町長の方から、るる財政計画、また土採り跡地、さらには小島の海釣り問題について、数字等交えて説明を願ったわけですけども。まず、1点目の町長が選挙民と公約したということについては、町長としては、増税はせず、町有財産の運用活用で増税を図っていくと

いうこと、岬町の財政は当たり前のことを当たり前に職員がやっていけば、まだまだ大丈夫やと、このように選挙民に訴えられてこられたと。結果的には、監査委員もやられて、そこそこの数字はご存じかなと、このように私も思っておるわけですけども。残念ながら、職員の退職等もあったということをおっしゃる。それは後からついてきた問題であって、当時は非常に厳しい財政状況であったということは、後ろにおられる議員諸氏も十分これは理解をしておられると、このように思っております。

そんな中で、じゃあ、その公約どおりに、自分が就任して、そうではなかったなということについては、それは意外な局面を迎えられたと思うんですが、町民としては、やはり町長が、そのように財政は大丈夫だということになれば、それは、やはり町長の考え方、そういったもの、政策に対して理解を示してこられた。これが町民の、あなたを支持された方のお考えじゃなかろうかなと、私はそう思います。

しかし、今、いろいろと説明をなさったわけですけども、まず1点目の増税はせずということ言われておりますけども、まずお聞きしますけども、町税の滞納分、これについては、町長みずからが随所随所で公言されております。滞納をきちっと徴収すれば2億円はあるんだというようなこともおっしゃっていたように思うんですが、その点の徴収率は、私が知る限りには、そう徴収はできてない。滞納、そういったものはできてないと、このように聞いておるんですが、その辺の見解はどのように町長は考えておられるのか、もしあったら、その内容についてご答弁願いたい。

それから、土地の有効利用ということであるんですが、先ほど、数字的に、しっかりは聞き覚えなかったんですが、600万円ほど、18年度は予算を組んだということ、当時は十五、六万ほどであったものが600万、これはどういう内容で予算化をされたんか知りませんが。じゃあ、お尋ねしますけども、財産の運用というのは、例えば、この役所の裏に、坊の山ございますね。これも町有財産、昔から、こういう問題については何とかせないかんといいながらも、やはり当時は小作料まで払って整理したいきさつもあります。しかし、残念ながら、今、小作の方が相当おられて、これをどう整理するかという問題もあるし、じゃあ、そこには膨大な水源地の跡地ということあって、そこには水源地の、いわば水だめがあって、これもどないにもならん。最終的には、土質ですわね。シラスであるがために、あれを造成することによって大変な事業になってしまう。こういういきさつが過去にずっとあるわけなんですよね。

それから、じゃあ、もう1点、あしたの案件にも出てくると思うんですけども、平野地区の共有財産、あれはどのように整理されたのか。されるとすれば、どのような方法をもってやられる

のか、その辺も私は町長の考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、財政計画の問題なんですけど、町長は、意外と、22年、あと4年後には、7億、8億の累積赤字が出るかなというようなことをちょっとおっしゃったように思うんですが、私の聞き違いであれば訂正していただきたいんですけども。私がもらっている資料でいきますと、ずっと町長の言われているように、財政健全化措置の取り組み効果というこういう表があるわけなんですけど、これを見ますとですね、平成18年度の決算見込みでは、大体1,400万ですか、1,400万のプラスになるというような数字が出ておりますし、平成19年度においては1億2,900万、さらには20年度では3億、さらには、21年度は4億7,000万円、結果的に、22年度では7億3,900万というような数字が、効果額として数字の上であらわされているわけなんですけども。

18年度の決算は見込みで、私がちょっと知り得た情報では、既に2億からの赤字が出てると。それをどうやっているかというたら、今までの不用額も含めた中で、3億五、六千万円の金が出て、さらには、その中には1億5,000万円の基金の残高、そういうものを含めて、それから取り崩してやっていこうということで、19年度は組まれたかのように聞いておるんですが。それで最終的に、じゃあ、もう基金は底をついて、19年度の予算を組んだわけですから、じゃあ、このままいくと、2億、2億、2億、2億と、4年間には8億の累積赤字が出てくると、このように、普通ばつと数字出しても、そのように出てくるんじゃないかなと、私は思うんですけども。

じゃあ、そうなった場合に、うちの財政標準規模は幾らかといたら、今、町長おっしゃったように40億。今はもう40億切っているんじゃないかなと思うんですが、そうすると、非常に厳しい財政状況の中で、再建団体に陥る可能性が高い。そうした場合に、次来るであろう来年、2008年から、きのうの日経の新聞にも載っておりますけども、連結決算という問題がこうですね。これ、きのうの日経ですよ。連結決算、2008年からやりますと。今までは20%で、財政規模の赤字が20%以上超えた場合となっています。25%から30%に上げようと言うてるんですよ。そしたら、4年待ってたやつが、2年で、これパンクするかもわからんというのが、実際、国がこういう基準を出しているわけですよ。

そうなった場合に、今言ったような行財政改革をやっていて、果たしていいのかというのが、私の一番心配するところで、先ほど町長もいろいろ改革については、少し答弁が漏れておりますけども、そういった事務事業の見直しを、今現在やっておられるようなんですけども、これは早うに事務事業の見直しをして、事業の順位もつけてやらないといけない。そういうことは、かねがね町長は言ってこられた。歴代の町長もそうやって改革をやってこられた。しかし、残念ながら、な

かなかその枝の議論はできておっても、幹をさっと切るようなことができない。これは、トップである町長がそういう枝葉の議論を終えて、幹に、どこへ、いつ入っていくかというのは、これ、町長の手腕じゃないかな、このように思いますけども、その点の、ひとつ町長のご見解をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、土採りの問題なんですけど、あえて企業進出の内容を私は聞きましたけども、実際中身は、じゃあ、この専門家たちの意見で、当然予定されておる3者の企業なんですけども、先ほども冒頭の質問で申し上げました。5,000筆余りの住民のそういう皆さんがですね、何とか、こういう人体に影響ある環境へ、ともに悪化する。そういう養鶏場については、ひとつ何とかしてほしいというせつない要望が出ておることは町長はご存じだと思うんですが。私ども、その点については、この土採りについては百年の大計を立てるという意味から、土をあえて、関空の事業に、ただで岬町は提供したわけなんですから、その点、この跡地について、何も鶏を飼うために、これを持ってきたんじゃない。

しかし、岬町が今置かれている状況は、関西電力が撤退したために、急遽財源不足になってきた。これをどうするかという、穴埋めをどうするかという問題は急に浮上してきた問題であって、この土採りについては、将来のまちづくりを考えて、そのためには多目的公園をやって、7つのテーマパークをこしらえて、その中で町外、あらゆる、全国からですね、岬町に訪れるような公園をつくっていいんじゃないかというのが当初の計画であったと思うんですね。しかし、その中で企業誘致もいいやないかということから、企業誘致ということで、今回、行政、議会、大阪府挙げて、これについては取り組んでおることはよくわかります。

しかし、あえて5,000筆余りの方が、こうやって出てきているのも、十分な説明もしない、そういった専門の方の意見も、雇用もしてない。そういうことが、果たして、町長、住民本位の政治と言えるかなというのが、私は疑問を持っております。これは町長は、当然、先ほどの説明で、十分な内容については、事態も考慮しておるということをおっしゃっているんですから、それは間違いないだろうと思いますけれども。

府有地の問題に入りますけども、府有地について、あれはここにもあります、これ、いつだったかな、2006年10月1日の読売新聞なんですけど、これを見ていただいたらわかりますけども、これは、今から18年ほど前ですけども、岬町が土採りをいただくという経過があって、とれなかったと。その代償として、岬町の財政を何とかしようということで、11億で買ってもうたこのいきさつの山ですよ、これ。本当は、土採りをとってほしかったんです。西畑の人たちにとっても、これを願ってたんですね。ところが、残念ながら、1期工事でとれなかったという

ことから、２期工事については、どうしても岬町ということで、我々議会挙げて、これやってきた。行政もそうですし、そのために、じゃあ、この参入を塩漬けになって、開発公社が、これ耐えられないということから、新聞にも大きく載って、大阪府議会でも、このことについてはかなり厳しい質問を受けておるわけですよ。

そんな中で、じゃあ、何で岬町が、この大阪、その持ちこたえられない財産を、あえて跡地の、先ほど求めましたけど、どこの場所で、幾らの坪と交換するのか。これが、メリットは、いろいろ大阪府がやったら、開発計画もあるだろうということをおっしゃるけども、いつも、岬町はそこが問題なんです。きちっと、やっぱりかえるならかえる。そのかわりメリットはこうすると、けじめをちゃんとつけてないから、ずるずるずるずると、こんな問題が起きてきてるちゅうことをあえて言わせてもらいます。

というのは、私は、何も、これ、かえる必要はないと思うんですよ。今、西畑の山林、府有林は補助金をもらって、多奈川の管理組合の方がどんどん管理をなさっておる。何もこれ支障ないわけですよ。ところが、跡地については、これから、あの立派な土地を、これから企業誘致を張りつけ、またいろんなもんを張りつけていくには絶対必要な土地なんですね。それをあえて、なぜ大阪府が困っているから、これをかえるんかなというのが、私は、町長の考え方をもう一度お聞きしたいんですが。

それと、山と山の交換というのは法的に問題はないと、私は、そう法令上調べておりますけども。例えば山林と、今の、いわゆる雑種地になっておるのか、どういう地目になっているか知りませんが、山でないことは事実だと思うんですね。そこと等価交換できるというのは、本当にできるのかどうか。知事の職権でやるとするなら、これは問題があるんじゃないかなと、このこともあわせてお尋ねしたいなというふうに思います。

早口でどんどん言いますけど、時間が制約ありますので。

それから、小島の海釣り公園ですけども、これは冒頭に申し上げました。これは、どんなことがあっても海釣り公園はつくれ。多奈川の議員も、特にこれについては政治生命をかけてやれということで、１０何年間、これに携わってきた。残念ながら、それはなぜかといったら、小島地区が空港騒音で、一番迷惑をこうむっていくということから、その代償として、地域の整備はもとより、海釣り公園をちゃんとせえよということで、大阪府に陳情なり要望をやってきた。それがですね、今回の海釣り施設が完成できた。これは、私、非常に喜んでおります。しかし、手法と選択の誤りがあるんじゃないかなと、私はこのように思います。というのは、あの海釣りについては、当初、約束事があるわけなんですよ。ということは、当時の議会と理事者との間で、

あの桟橋はどうするんやと。もし海釣り公園ができた場合の桟橋はどうするんやと、こういう問題があります。それは必ず撤去しますと。新たに桟橋をつくります。これが、平成7年、8年にかけた、我々が審議した内容です。

そして、小島地区からは、平成8年に、書類あるんですけども、ぜひとも一番迷惑をかける小島やと。だから、海釣りをつくって、桟橋をそのまま有効利用してくれと、これは要望ありました。しかし、我々としては、とりあえず海釣りの桟橋と海釣り公園施設と土採りの桟橋は別だということを言ってきたはずなんです。

前回の条例改正で、昨年、田島議員も、このことについては、書類不足やと。資料不足やということを、町長、強くご指摘があったと思うんですが。じゃあ、あえて書類を出しますと、当時、平成7年6月12日の資料ですよ。これ、その当時の担当を見てみたら、この資料は間違いはないと思うんですよ。それから、平成8年の資料もありますよ。これが、平成8年10月の21日の全員協議会に出た資料ですよ。議長はよくご存じだと思いますけども。このときの資料からいきますと、中身がきちんと書かれている。大阪府が、この事業主体は岬町だけども、大阪府が建設については100%出しますよと。応じますということは、平成7年にも8年にもはっきりと明言しておる。今の部長なんかよう知っと思うですよ。それで、そのときの、まず第一に、小島の方の住民を理解していただくための話として、まず、平成7年6月12日の全員協議会の空港対策の資料によりますと、釣り桟橋連絡橋、これについて、すべて大阪府が100%の事業費をもって充てると。そのときの概要建設費が17億5,950万と、ちゃんとここに載っているんですよ、これ。平成5年にオープンすると、こうなった。

残念ながら、2期工事が出てきたということから、次の平成8年度、10月20日の全協では、少し事業予算も変わってきて、あくまで府補助金は100%ということにして、それから概要建設費が13億1,800万円そのときの、じゃあ採算はどうやと。年間3万240人なければ、採算はとれませんか、はっきり言うてる。

ところが、今回の資料は、2万2,000人ぐらいですか、があったら採算はとれると。当時のバブルがはじけたときでさえ、これはとれないと言ってた。しかし、これから一生懸命採算とれるようにやらないかんのですけど、私が一番心配するのは、このつけをどこへ持っていくんか。それと、今、3億1,000万円の事業費を町長は言われましたけども、13億の事業予算を組ながら、それをただの3億1,000万円、さらにはもう少しあるとしても、それで済むというふうに、町長は、恐らく就任前の話ですから、ここまで詳しくは存じなかったか知りませんが、全く大阪府は、これが事実とするなら、岬町をだましてますよ。永久的に、小島は騒音公害

に悩むんですよ、これ。そのたびに、海釣りで辛抱してくれるか、地域整備でやってくれるかと、こういうことを約束、我々はしてきた。

そのことを踏まえると、じゃあ、あとの耐用年数が30年とか、50年とか、塗装費もですね、この資料によりますと、この前の委員会の資料では、総事業費は3億1,000万円であるけども、その中に、交付金で8,400万円、もう既に使っておる。それで地方債、岬町が借金をして、これ返ってくるかわかりませんよ。9,450万の予算、宝くじで1億円使っている。一般財源で3,150万使っている。この辺が、私は納得いかない。大阪府は100%持つはずなんです。持たさないかんわけですよ。宝くじの助成金というけど、これはですね、岬町が、今、事業、あっちもこっちもやりたいんです。やれないんですよ、これ。ですから、その事業は、やっぱり岬町町民に満遍に使う事業であると、私はそう思っていますよ。地域振興、交付金にしてもそうですよ。何で特定の場所だけ使わないかんかと、小島の人、怒ってきますよ。そうじゃないんです。小島の財源は13億からの予算を大阪府が持つと約束したじゃないかということを僕は言いたい。

それと、もう1点、この桟橋をどこから譲り受けたのか。どんな契約をしているのか。大阪府から譲り受けたんなら、あとの年数もちゃんと塗装とか、そんなもんちゃんと補償してくれるように契約をしているんかどうか。この辺が、もうひとつ私はできてないと、このように思っています。ですから、いろいろ塗装費の中でも、全体的に、連絡橋とか展望台方面とか、いろいろ先月の予算に、条例化で言ってますけども、最後に、私、これだけは申し上げておきます。どういう意図的に言われたか、担当の人は知りませんが、連絡橋を桟橋にするために、岬町議会総挙げてお願いに行ったと。何とか譲ってくれと、そういうふうに使われているのか、それとも、私は海釣り公園を設置してくれということを大阪府へ何遍も足を運んで行きましたけども、連絡橋を岬町にそのまま海釣りに使うから譲ってくれと、こういうことを議会は、私はやった記憶はないんですが、もしあったら議長の方から訂正していただくんですが、そのこともあわせて、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○辻下正純議長 石田町長。

○石田町長 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の財政のところでございます。確かに18年度も2億少しの、いわゆる基金を払っているという形でやっております。これは、そもそも予算という部分は、歳入に見合った歳出というのが原則というのを常々申しております、したがって、最初、私が、まだまだ大丈夫と言ったときも、11億近くの基金があった。だから、今の流れからいってると、私は半年間の

議員の経験のときから見ている中で、やはり2億程度の基金をつぶしていくという形の歳出は、とりあえずやむを得ないのかなという気がしておりました。というのが、行政というのは、幾ら貯金ばかり残していても仕方がないと。やはり住民サービスをやる必要がございますので、基金の取り崩しは仕方がないと思っておりましたので、ですから、2億の取り崩しでいけば、まだ5年は十分もつという形で、まだまだ大丈夫と。そこが退職金で動く数千万円使ってしまったというところが予想外だということで、18年も、当初、約4億近くの基金を投入するという予算だったと思うんですけども、それが最終2億少して済んでるという形でございます。

したがいまして、ですから、2億を今やっている。あとは2億をどう削減していくかということとを常々申し上げているわけでございまして、それは先ほど言ったように、まず人件費も考えないといけません。物件費に関しましては、これ、再度再度の10%カットという形をしていますから、20年度の予算編成方針では、なかなか上げられないかもしれないという予測はしておりますけども、あと繰り出しという形で、例えば下水道会計に、今年度も2億7,000万近くですか、繰り出ししております。この辺は下水道事業、急にはブレーキかけられない。しかし、徐々に今の計画をどんどん伸ばす必要はあるのかなという形で、一般会計からの繰り出しをとめていくという形も考えていく必要があるのかな。とにかく、あと2億を絞っていくという形をすれば、歳入に見合った歳出という形で、私は財政は健全化に向かっていくだろうという予測をいたしております。

あと、財産のところ、坊の山の件とか、平野の地区をどうするのかという質問ございましたけども、確かに坊の山、大変な状況にまたなっております。これが、先ほど言ったように、なかなか官民の境界が明確にできないというところはあるんですけども、その辺、従来の考え方とちょっと違った現実本位の形、実際にそこに不法に耕作されているのは事実でございますから、その辺、そこからの徴収と、使用料という形を何とか検討できないかなと、法的にクリアできないかなという検討をしていく必要があるかと思っております。

そしてまた、宅造会計の分、これにつきましては早急に、まだいろんな問題がございまして、例えば、ここもまだ官民の境界の問題があるとか、あるいは講ずる問題等々あるんですけども、この辺をすべて今クリアする状況にしておりますから、あとは早い時期に、ここを本来の目的である宅地としての販売をやっていく必要があるのかなと思っております。

あと、事務事業のところでですね。こういった事業かという部分、例えば西畑線、そして、あとは土採りの方の山林の方ですね。これ、確かに我々としましては、違法行為というのは、これはすることは絶対できないということでございますので、議員のご指摘ありました部分に関しまして

は、我々の法務相談等々とまた十分検討して、コンプライアンスをこれは徹底せないかんという気がいたしておりますので、ご指摘ありがたくお受けしたいと思っております。

海釣りの方でございますね。これにつきましては、平成7年、8年等々のいろんな資料をご提示いただいたんですけども、この分に関しましては、何分、当時まだ民間人でございます、なかなか勉強不足の点もございます、一応、資料では見れる部分は見ているんですけども、そのときの議会での生の感覚というのがなかなか承知できない部分がございます、その分につきましても、またこれから勉強させていただきたいと思っております。ただ、大阪府との交渉につきましては、非常に苦慮しているところは正直ございますが、ただ、これも町と大阪府の関係、これは友好的関係で、これからも続けていきたいと思っておりますので、その辺は議員のご指摘のところ、これから十分精査していただいて、府に申すところは申すという形で、町の立場を貫いてまいりたいと思っております。

あと、予測に関しましては、当時の部分と今の部分と設備投資の費用等々もいろいろ状況は変わっているという部分では、現在の時点では、2万2,000人の集客で採算がとれるという判断をいたしておりますので、その点、改めて申し添えておきます。

○辻下正純議長 田代議員。

○田代 堯議員 今、財政計画並びに土採り問題、さらには小島の問題をお話、まだまだ私の質問には十分な答えがなかったように思うんですが、時間の制約がありますので、それを了としますけども。

まず、町長にですね、ほんまに真剣に腹に据えてやっていただきたいというのが、夕張がどうのとかというような話じゃなしに、我がとこに足元に火がついてきた。ですから、2億ぐらいをどう削減していくということが、これから問題になるというんですが、私はそうでなくて、もちろんそれも大事ですけども、もう既に先ほども言った枝葉の議論はもう終わった。平成11年から、これずっとやってきてるわけですよ。だから、もうそれは十分理は尽くしてきたと。じゃあ、あとはどうやって幹にメスを入れていくかというのが、町長が、やっぱりぽんと押すことによって行政は動くわけですから、そのために、やっぱりそれをやらないと、町民が増税増税増税言ったら、町民は理解をしない、してくれない、協力も得られない。このことを町長に申し上げておきたいと、このように思います。

それから、ちょっと前後しましたけども、土地、平野の問題、これは町長ね、幾ら理論で言っただって、なかなか解決する問題じゃないですよ。それは事実上、正直に担当が伝えてたら、町長はこう思うけど、きちっと伝わってない。これは長年の議会としても、行政としても、何であの

特別会計が、いつまでたっても利息を払っていく。後で、次回のときに言いますけど、なぜ払っていかないかかと、このことをよく考えていただきたいと、このように思います。

それから、土採り跡地の問題で、養鶏場の問題があるんですが、町長は、先ほど十分この問題は、人材、また環境に影響がある恐れがあるという場合については、議会とも十分相談した上で判断をすると、このような先ほどおっしゃっているんで、あえて言いませんが、やはり住民本位の政治をやるということになれば、あえてその辺を5,000筆がいかに重たいものかということを受けとめていただいて、いろいろな条件もあります。企業誘致という大きな我々は財源を確保しなければならない問題もわかりますけども、あえて環境を阻害してまで、私は企業誘致をすべきでないと、このように思いますので、その点は町長の方に、強く指摘と申し入れをしておきます。

それから、海釣り公園、これ一番大事な問題ですけども、地元、これ議会にも提案されと思うんですが、小島地区の関係で、管理者制度でやっていただくということはありがたいんですが、万が一採算がとれない場合に、せんだっての条例改正では、もしこの施設をつぶすときはどうするのやということについて、担当者の意見としては、そのときは、小島の組合関係の管理者と相談しますと、このような話をしておりますけども、全くそれは法違いなことであって、これについては、びた一文も、町の財政、さらには地元負担、こういうことにならないように、そういった、平成7年、8年の約束事をきちっと大阪府に言ったら、大阪府は何も言いませんよ、これ、約束事です。それを水面下でやっていること知りませんよ。行政同士で、水面下で、おい、これ棧橋できたですな、町長、笑っておいて、棧橋できた、これ、海釣りに何とかかえるんだよと水面下であつたら知りませんよ、私は。私らは、あくまで議会に出てきた資料として、約束事としてとらまえていますから、その辺は、町長、再度詰めていただいて、今、既に使っている、一般財源から投入している財源、交付金、他会計、これらも含めて、私は、再検討をして大阪府と折衝していただきたい、このことを申し添えておきます。

最後になりますけども、全体的な話として、今3点申し上げましたけども、町長、やはり公約というのは、町民に対して約束をしたんだから、それはまだ2年足らずですよ。今すぐできるかということは、私言いませんよ。4年かかってやってもできないもんはできないんですけども、ただ、それはわからなかったからしゃあないなと、こういうようなことで、町民に理解してもらおうということは、絶対それは理解しませんよ。

いろんな町長個人の問題、さらには、じゃあ人件費の問題、一番大事なものは人件費ですよ。14億からあるんですから。それを削減していくには、今の職員を首にすることもできへん。それ

かて生活かかっているから、大幅なカットもできない。そんな条件で、そんならどうするんのかなというて、町長は逆行したことをやってきたから、私はこれ指摘しているんですよ。20何人、24人ほどの大量職員がやめた。それは数字上。それから、12人の採用、また新たにしてる。だから、24人やめてよかったな。何とか財源持ちこたえる、これから人件費も削減できるなどという思い、また技術や、それ必要やから採用したと思うんですが。それ以外に、部制でも、6部制しかなかったものを8部制にした。気に入らん。同級生やから部長に昇格しようか。そうではないやろけども。そうしようか。気に入らんから降格して、どっかへやろうか。そういうやり方では改革ではないということだけを申し添えて、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○辻下正純議長 田代 堯君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

10分間休憩します。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鍛冶末雄。

○鍛冶末雄議員 議長の許可を得ましたので、財政安定化方策について質問させていただきます。

平成19年3月議会最終日に受け取りました財政収支5カ年計画、平成19年から23年によると、平成19年度はプラマイゼロとなっております。平成20年度から23年の4カ年については、毎年数億円の赤字となり、5年目の平成23年累計赤字7億7,900万円となる見込みという資料でありました。その後の情勢から、さらに厳しい状況になると聞いております。このようなとき起こっては困るが、もし不慮の災害が発生すれば赤字団体に転落する。マイナス8億円に即なりかねない。今、住民の皆様が一番懸念されていることは、公共料金の値上げも厳しいが、それ以上に赤字団体に転落することを一番心配されている。理事者側でも赤字転落にならぬよう、厳しい予算の中で大変努力されていることは十分承知していますが、この苦境を乗り切るには、抜本的な行財政改革しかないと考え、歳出面で高価なものはどんどん切りかえるべきで、その一端として、給食センターと保育所の民営化を提案する次第です。本件について、大阪府下

4 3 自治体中、給食センターでは 5 6 %、保育所では 3 3 %が、一部移行も含めて、民間で実施されています。

1 点目の学校給食調理業務の民間委託の状況について、全部委託しているところは 1 0 団体、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、太子町、千早赤阪村、一部委託、1 2 団体、熊取町、田尻町、泉大津市、箕面市、島本町、八尾市、守口市、枚方市、大東市、門真市、岸和田市、東大阪市、一部事務組合、2 団体、柏原市、藤井寺市、全部直轄が 1 9 団体であります。

2 点目、保育所の運営の民営化の状況について、民営化実績あり 1 2 団体、熊取町、和泉市、高石市、高槻市、摂津市、池田市、東大阪市、守口市、枚方市、大東市、泉佐野市、寝屋川市、公立保育所なしが 2 団体、太子町と千早赤阪村、民営化実績なしが 2 9 団体となっております。

3 点目で、保育所の民営化による具体的な実施例を述べます。大東市の上三箇保育所、平成 1 4 年度、公立時の運営経費が 2 億 4 , 8 5 1 万 7 , 5 6 7 円が、平成 1 5 年度、民間に支払った委託料並びに運営補助金は 1 億 1 , 8 2 4 万 7 , 7 0 0 円、差し引き省減効果額が 1 億 3 , 0 2 6 万 9 , 8 6 7 円、削減効果率 5 2 . 4 % となっております。

4 点目が、全国状況、平成 1 8 年 4 月 2 1 日付の産経新聞の朝刊によりますと、厚生労働省によると、既に全国で約 6 0 0 カ所が移行したと。大阪市でも、平成 1 6 年度から民営化を導入し、これまでに 2 1 保育所が移行されていると。

以上を踏まえて、5 点質問させていただきます。

まず 1 点目、民間移行への問題点はどうか。

2 点目が、先ほど上三箇保育所でもありましたように、現予算に対して、委託した場合の金額はどれぐらいの見込みになるか。

3 点目が、移行に対して準備期間はどれぐらい要るんか。

4 点目は、行財政改革の根本ですけれども、行政の適正人員、住民 1 0 0 人に対して 1 名では行革断行はできない。住民 1 3 0 人ぐらいに対して 1 名はできないか。

5 点目が、嘱託と臨時職員の人数の件ですが、平成 1 7 年度が、嘱託並びに臨時職員が 1 4 6 名で、その予算が 2 億 1 , 4 9 8 万 6 , 0 0 0 円と。平成 1 8 年度は 1 3 7 名、2 億 5 , 3 1 0 万 5 , 0 0 0 円と。1 9 年度の予定では、1 4 0 名で、2 億 5 , 5 5 8 万 6 , 0 0 0 円となっております。適正人員外で、上記のように、嘱託、臨時で 1 3 7 名から 1 4 6 名おられるが、これが妥当かどうか。

その 5 点について質問させていただきます。

○辻下正純議長 ただいまの質問に対して、理事者の答弁を求めます。教育部長。

○岡田教育部長 鍛冶議員のご質問にお答えいたします。

議員からは、歳出面で効果のあるものを積極的に導入すべきということでございましたが、学校給食センターにおきましては、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うことなど、学校給食法に定められている目標の実現に取り組んでいるところです。

議員ご質問 1 点目の民間移行への問題点は、現在の学校給食と同等の安全で安心のできるおいしい給食が提供できるかどうかという点であります。岬町の学校給食は、献立を多様化し、年間を通じて同じ献立を出すことを少なくし、また、手づくり献立を多く取り入れています。保護者は、現在の給食を安全でおいしい給食を提供していると評価しています。

ご質問 2 点目の現行予算と委託料の見込み額については、昨年度において、学校給食調理業務の民間委託内部検討会を 3 回開催いたしました。内容について、さらに検討し、精査する必要があるので、今後は、行革担当課を交え、検討してまいります。

3 点目のご質問につきましては、民間委託を導入することを決定した場合の準備期間は、数カ月を要するものと考えられます。しかし、委託することについて、PTA や保護者の理解が必要であり、他市町村の例では、少なくとも 1 年以上の期間が必要であると聞いております。

以上です。

○辻下正純議長 次に、芦田部長。

○芦田福祉部長 鍛冶議員の保育所民営化のご質問について、お答えいたします。

保育所の民営化につきましては、平成 18 年 3 月の岬町の集中改革プランにおきまして、公共施設の管理運営方法の見直しとして、淡輪保育所の民間委託について、平成 21 年度までに検討するよう取り組みが求められているところであります。

ご質問の 2 点目にあります費用効果の件ですけれども、他市の事例では、例えば、昨年の阪南市の民間委託の実例によりますと、120 名定員の保育所を 150 人に増員し、約 4,800 万円の費用効果があるという試算をしたというふうに、担当課の方から聞いております。

ただ、この金額につきましては、旧保育所を全面的に建てかえて、10 年間、地代の無償貸与を条件として民営化したものであって、その費用は含まれておりません。泉佐野市も順次民営化をしているところでありますけれども、その運営費の費用効果については、平均して 5,000 万から 6,000 万下がったという話を聞いております。

3 点目の移行の準備期間でありますけれども、各地で保育所の民営化への移行時にトラブルが発生しており、横浜や大東市における裁判事例では、引き継ぎ期間が不十分であったために、拙

速な移行や、それに伴う保育サービスが低下したことが上げられておりますので、今後、民営化の実施ということになりましたら、さらに検討していきますけども、これらの問題点を参考にして、十分な引き継ぎ期間を設けられるように対処していきたいと考えております。

岬町の保育所で民間移行を行った場合の問題点ですけれども、まず1点目に、指定管理者にする、あるいは民営化にする、いずれの場合にしても、すぐに費用効果があらわれないということです。他市の経験を聞きますと、逆に、最初の5年間程度は、保育所の費用が増額をします。

2点目に、運営費のほとんどは、保育士の人件費で占められています。その費用効果、先ほど金額を言いましたけども、その分につきましては、いわば人件費を削減するということでありま。それに伴いまして、各保育所、民営化をした保育所の実例によりますと、経験年数のある保育所の確保が非常に困難となっているという話を聞いております。

3点目には、なれ親しんだ先生、保育士に見てもらいたい、あるいは引き継ぎを十分にとってほしいという保護者からの切実な要望への対応が必要になるということでありま。

4点目に、岬町の場合、給食調理室の設置の問題ということが、これはほかの保育所との給食、調理の問題ということも含めて、同時解決が求められているところでありま。本町における保育所の民営化移行の検討におきまして、これらの問題点を参考にして、可能な限り、住民の保育ニーズに対応したものになるように見きわめて、判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○辻下正純議長 竹本部長。

○竹本企画部長 鍛冶議員のご質問にお答えいたします。

住民100人に対し職員1名の考えを、住民130人に対して職員1名で算定する件につきましては、本町と他の団体を比較する指標としては、住民100人に対して職員1名の考えを用いているものですが、本年4月の人口1万8,802人で算出いたしますと、188人となります。本町の職員数は、平成15年度では213名でしたが、行財政改革の取り組みなどによりまして、平成19年では183名となっており、30名が減少しているのが現状でございます。既に職員数は、住民100人に対して職員1名で算出した188人より少ない183人になっていますが、今後は、住民100人に対して職員1名にとらわれずに、新たな指標を用いた定員管理のあり方について、行財政改革の中で検討していく必要があると考えております。

また、適正人員の考え方につきましては、住民100人に対して職員1名で比較する方法と、

本町と同じような規模の町と比較する方法がございます。これを類似団体といいます。類似団体の方法で比較しますと、本町の職員数は、平成19年度で183人ですので、約1割程度少ない現状となっております。

職員数は毎年少なくなってきておりますが、今後も退職者が見込まれていることから、さらに減少する見込みです。しかし、行政状況から職員を採用することは慎重にならざるを得ず、当面は減少する職員数のもとで、いかに行政運営をしていくか検討する必要があります。

また、臨時職員につきましては、延長保育や学童保育などの短時間業務などで、正規職員では経費が高くなる業務や、給食センターの繁忙時間でのパート勤務など、主に福祉、教育などに配置し、住民サービスが維持できるように人材確保に努めているものでございます。

以上でございます。

○辻下正純議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 まず、1点目の給食センターですが、私の質問の2番目に言うております現予算に対して、委託料の見込みはというのが出ておりません。これは後ほどで結構ですから、現状ですと幾ら、民間に出すと幾ら、できましたら民間から見積もりとっているのであれば、それも一緒に添付して、今週中に提出していただければと思います。いろいろあと検討したいと思いますので。

保育所の方ですけれども、これも民営化したときの概算の効果額ですね、泉佐野市と阪南市の効果額が出されていますけれども、これも同じく、もう少し具体的に見積もり比較できるもんがあれば幸いです。

それと、この中で、答えの中で、最初の5年間は保育費用が増加するということをおっしゃってますけれども、その内訳を、これもできるだけ詳しくお聞きしたいと思いますので、お願いします。

民営化するために、もしも20年度から実施するとした場合、19年度中にいろいろやらざるを得ませんけれども、今の岬町の財政状況からいまして、給食センターも保育所の方も即実施すべく、いろいろあの手この手を打ってもらいたいというのは、私の思いです。

3点目の100に対して1名の件ですけれども、これはほかのいろいろ資料を見ても、町の中でも、岬町はいい線をいっているということが判明しました。ただし、嘱託と臨時職員、これだけどうしても要るもんかどうか、まだ、私、合点がいきませんが、その辺をもう一度精査していただきたいのが1件と、出先機関、長が変わっても、二、三年で頭が変わっても、下の嘱託とかバイトの人は、そのままずっと継続しておられまして、その点で長く継続すると、プ

ラス面もある反面、マイナス面もあると思うんですよ。その人が主のようになって、余り管理できてないんじゃないかと。これは、いろいろあちらこちらから声を聞いていますんで、その辺は実態をよく把握していただいて行ってもらいたいと、要望します。

町長に、最後に質問しますけども、今、3人の部長にお答えしていただきましたけども、初めての財政計画の5カ年計画ですね、あれでいきますと、23年で7億7,900万の赤字ということです。これ、もし民間だったら、もう既に3月23日でしょう、4月23日、5月23日、2カ月ちょっと過ぎたんですよ。民間だったら、このままじゃあ、とても置いておけませんですよ。町長も民間経営されていまして、いろいろ経験されていますけども、こういう点では、まだまだ親方日の丸という点を言われてもいたし方ないと思うんですよ。そういう点で、厳しいですけども、危機感が、やはり欠如しているんじゃないかと。

信頼なさっている部課長並びに職員の方、今後5年ぐらいで、相当な方が退職される見込みもあると思うんです。その人たちの最後の退職金、そういう点も、やはり長となった以上は、しっかりと面倒見てあげなあかんと思うんです。そういう点からいきまして、やはり今の現状では厳しいんじゃないかと。その辺を見据えた上で取り組まなあかん。これは庁内のことですが、住民にとりましては、赤字に転落するということは、本当に夕張の件でいろいろ周知しておられますんで、これにならないために、我々議員も頑張らあきませんけども、やはりまだまだもっとお互いに行政も議員の方も、もっともっと手を汚して、何とか克服せなあかんと思います。

そういう点で、ことは行革の大断行をして、性急かもわかりませんが、20年度の予算からどんどん効果あるもんは取り入れなあかんと思うんです。そういう点で、最後に町長の見解をお願いします。

○辻下正純議長 石田町長。

○石田町長 鍛冶議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本当にスピードという問題では、私も感じておりまして、実は、今年度、年度年度の訓示という形、ことし初めてさせていただきました。その中で、まず第一に上げたのがスピードという問題でございます。特に、行革につきましては、私も議員時代に、行革プランどおりってないんじゃないかなという質問もした経緯もございまして、本当にプランどおりに進んでいるのかという部分は、本当に議員ご指摘のとおりで、もっとスピードアップをしていかねばならないというふうに感じております。

そしてまた、職員数につきましても、本当、あと、行革プランの中で、1つ、職員のレベルアップというのにも入っているんですけども、これは本当に議員時代、よくわからなかったんです。

何でこれが行革プランの中に入っているのかなと。それは、本当に、今、この立場になって思うのは、それだけどんどんどん職員が減っていつている。しかし、あとは職員が自分の能力をアップしていつて、少ない人数でも、それ以上の仕事をしていくという部分では、確かに職員の能力アップというのも行革のメニューに入ってくるんだなというのを痛感しておりまして、それも実施しているところでございます。

あと、給食センターの民営化あるいは保育所の民営化、この問題につきましては、本当に長い間議論はしてきております。ただ、今になってわかるのが、いろんな比較も、同じ基準で比較してない部分があったりとか、課題も見えてきました。その辺は、また議員の皆様とも精力的に話を進めていつて、これは一応、今の行財政改革推進プランからすれば、21年度という予定にはなっておりますけども、議員ご指摘のように、スピードアップをして、もっと早い時期であれば、早くから取り組める方法がないのかなと。ただ、芦田部長の方からも、岡田部長の方からもご答弁させていただきましたけども、やはりその周知機関という部分とか、特に保育所の問題では、各地で訴訟も起こっている状況もございまして、その辺は十分、住民の皆さんにも説明責任を果たしながら、ご理解を賜りながら、実施していきたいと思っております。

今後とも協力、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。

○辻下正純議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 最後ですけども、先ほども申し上げましたように、給食センターは55%、大阪府下の自治体が実施していると。これはマイナス面があったら、絶対こんなことはしないと思うんです。プラス面があるからやっておられると。保育所も33%やっておられます。そういうことで、これ以上の進めは、町長、副町長にしっかり指導していただきながら、改革を断行していただきたいということで要望で終わります。

ありがとうございました。

○辻下正純議長 鍛冶末雄君の質問は終わりました。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 議長より、一般質問の許可をいただきましたので、町政の重要課題について、順次質問させていただきます。

1点目は、これからの危機管理のあり方について、お尋ねいたします。私は、昨年の9月議会の一般質問の中で、今後、住民の皆様には公共料金など、大変な負担をいただくわけであり、その分、住民の皆様には目に見える事業に予算配分をすべきであると訴えてまいりました。その要望を組み入れていただき、本年度より、避難所の耐震改修工事の第1号として、深日小学校体育館の

工事着手となります。石田町長、大変ありがとうございます。財政の大変なときであります、順次、多奈川小学校、淡輪小学校体育館の改修工事が早期にできますよう、今後、ご配慮よろしくをお願いいたします。

これからも大災害時の住民皆様の生命を守るためでもあります。平成17年度に防災マップを作成し、各戸配布いたしました。住民の方々の中で、すぐ目につくところに防災マップを置いてある家庭が、どれだけおられるでしょうか。大変疑問があります。

また、この本会議場なりにおられる理事者、議員の方々でも、どれだけの方がすぐ目につくところに張っておられますか。せっかく予算をつけ、各戸配布いたしましたが、大半のマップが目のつかないところにしまわれているように思います。

そこで、次の手段として、私は以前より、近隣の市・町で避難所の表示看板を目にすることがよくあります。いざというときは、その看板で表示しておくことが一番効果があるように思います。その看板の中には、夜間、停電時にも避難所がわかるように太陽電池で点灯できるものもあります。避難所9カ所、福祉避難所9カ所、一時避難地4カ所、合計22カ所、財政危機ではありますが、これは優先して設置すべきであると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、平成18年6月に、多奈川地区において、住民参加による避難訓練が実施されました。私も訓練の様子を見に行かせていただいております。そのときの訓練は、元気な方々のみの参加であり、高齢者、障害者、子供など弱者対策が全くなかったように思われます。私は、昨年の12月議会の一般質問の中で、今後の福祉のあり方について、地域福祉計画の作成を提案したところ、本年度、早速に予算組みをいただき、策定いただくことになりました。その地域福祉計画が、今後、策定の中で、弱者が災害時に避難所にどのように移動できるかを危機管理課と地域福祉課とで連携して考えるべきであると考えます。それを踏まえて、今後、深日、淡輪地区での避難訓練を実施すべきと考えます。この訓練をいつごろご検討いただけますでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、2点目の質問に入ります。

私より前にお二人の議員の方々からも、財政に関していろいろと質問がありましたが、私は、少し視線を変えて質問させていただきます。

岬町再生計画であります。皆様方も十分ご承知のことではありますが、この財政危機を乗り切るためには、私は、従来の行財政改革委員会ではなくして、議会みずからが調査、研究して、施策提案すべきであると考えていましたが、常任委員会内で検討することとし、行財政改革特別委員会が廃止となりました。そこで、有志議員による行財政改革勉強会を立ち上げ、テーマごとに町

職員の出席を求めながら検討を進めることといたしましたので、理事者側のご協力をよろしくお願いいたします。

第3次総合計画が平成12年に作成され、10年間の計画内容となっております。その後5年が過ぎ、財政も非常事態宣言をしなければならない状態となってきましたが、石田町長は、その宣言をしようとはなさいません。それならば、岬町再生計画と改めて、今後5年間の財政、二国問題、企業誘致を主にしたプログラムを早急に作成し、住民にお示しして、住民の不安を解消すべきであると考えます。

平成20年度より連結決算、消防組合阪南署の耐震補強工事、旧焼却場の問題等など、歳出ばかりが先行していきます。歳入をふやすため、そこで、私は昨年の12月議会で、企業立地推進員の募集と企業誘致成功報酬制度の導入のシステムを提案いたしましたが、その後、企業誘致システムをどのようにお考えでしょうか。

石田町長がトップセールスで走り回るわけにはまいりません。私は、岬町再生計画をこれからの6カ月間、年末までには作成し、来年度からさらなる行財政改革できるものは、順次実施し、一つ一つのプランではなく、プログラムを作成しなければならないと考えます。

ことし2月、夕張市に前和田議長と2人で視察に行つてまいりました。そこで一番感じたことは、理事者側、議会が、赤字再建団体に転落にしたにもかかわらず、いまだにぬるま湯につかった感があり、切迫感が感じられませんでした。

岬町もそのようにだけではないため、岬町再生プログラムを早急に作成し、住民に通達をしなければならないと考えますが、石田町長はどのようにお考えでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

- 辻下正純議長　ただいまの質問に対して、理事者の答弁を求めます。中口部長。
- 中口総務部長　奥野議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の避難場所の表示看板設置についてでございます。自然災害というのはいつ発生するかわかりません。近い将来、30年から50年の間で必ず発生すると言われております東南海・南海地震や、また異常気象による大雨や台風に備える必要がございます。本町では地域防災計画を策定いたしまして、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興支援対策など、あらゆる災害から住民の皆様の生命・身体及び財産を保護する目的を持って策定しております。

また、議員ご指摘の防災マップにつきましても、平成17年6月に、住民一人一人があらゆる災害に対して防災意識を高めていただくため、地震発生時の心得、津波への心得、土砂災害への心得と、避難場所の各名称や各公的機関の説明をポイントマークし、わかりやすく必要最小限の

情報を掲載しており、自分の身は自分で守ることを認識していただくために、全戸配布したところでございます。また、避難所施設の一覧表を記載いたしました「災害に備えて」のチラシにつきましても、各地区で実施しております消防・防災訓練時に、各住民の皆様に配布しているところでございます。

議員ご質問の各避難所施設の看板設置につきましては、いざというときには効果的であると認識しておりますが、現状の厳しい財政状況では看板設置は困難な状況でございます。今後、関係部局、関係機関などと協議いたしまして、財政が好転した時点で設置に向けて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

2点目の高齢者、障害者、乳幼児、子供など災害弱者の避難訓練に係る支援対策についてでございますが、災害から身を守るためには、住民一人一人が防災意識を高めていただき、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取り組み、災害時には、地域ぐるみで対処する必要があります。災害から自分の身は自分で守り、お互いに助け合う自助、共助という心がけが必要でございます。それぞれの役割が必要不可欠であるのは当然でございます。

昨年より、各自治区及び自主防災組織、警察、消防といった関係機関が連携を密にいたしまして、訓練を実施しているところでございますが、災害弱者に対して、迅速、確実な情報の発令、避難勧告等の伝達体制の整備を図る必要がありますが、そのためには、常日ごろから、災害弱者、すなわち要援護者の個人情報福祉、民生・児童委員、消防、警察と関係機関が情報を共有する必要がありますが、現在、プライバシー保護の観点から、整備されていないのが現状でございます。

今後は、災害弱者の意見も踏まえ、関係部局、関係機関などと連携いたしまして、仮称でございますが、災害弱者支援対策計画書を検討し、災害弱者も参加し、実態に即した避難訓練を検討し、住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、深日・淡輪地区での避難訓練の実施でございますが、消防、警察と訓練予定について協議いたしておりますが、今年度、他の訓練が少々重なっておりまして、日程的には厳しい状況であります。今後、区長会並びに関係機関と調整し、訓練実施について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

○辻下正純議長 次に、石田町長。

○石田町長 奥野議員の質問にお答えさせていただきます。

なぜ、財政非常事態宣言をしないのかということでございますけども、これ、前回にもお答えさせていただいたんですけども、余り住民の皆さんに不安ばかりあってもいけない。そしてまた、非常事態宣言を出したから、何でもかんでもまかり通るんだという形も、我々も思ってもいけない。そういったところもありまして、宣言はしないというのを常々申しておるんですけども。ただ、住民の皆さんの不安を解消するためにも、岬町再生計画を作成し、町民の皆様にはわかりやすい町の再生プログラムを示すべきであるという議員の極めて前向きの貴重なご提案だと思っております。

本町は、平成12年に議会の議決を経て策定しました第3次の岬町総合計画をまちづくりの指針となる基本計画として、例えば行財政改革関係では集中改革プランを策定するなど、個別の施策ごとに関係する実施計画を策定いたしております。これは、まちづくりの全体像を総合計画で岬町の皆様にお示しし、個別の施策ごとに実施計画を策定することによって、全体として整合性を確保して、具体的なプログラムを実施していくためのものでございます。

一方で、ただいま議員ご指摘のとおり、町民の皆様のご協力を得ながら、再生に取り組んでいる現在の岬町におきましては、何か1つの実施計画に主要な事項をまとめてお示しする方が、町民の皆様のご理解を得やすいとも考えられます。現在、第3次の岬町総合計画の計画期間の後半となります。平成18年度から後半になるんですけども、22年までの5カ年を対象とした当期実施計画について、各原課とヒアリングを行い、年度別の事業費などの見直しなどについて、その進捗をマネジメントしているところでございます。

見直し後の新しい後期実施計画の公表に際しましては、財政状況や企業誘致に関する施策など、岬町の再生に関するプログラムを盛り込むことによって、町民の皆さんに岬町の再生に向けた取り組みがわかりやすい形で公表できるよう検討してまいりたいと存じます。

また、昨年12月議会でご提案のありました企業誘致システムにつきましては、現在、誘致を成功させている団体の事例を参考にしながら、担当課で企業誘致に直結する有益な情報を提供し、かつその情報をもとに、企業誘致のための調整を主体的に行った者に対して、企業誘致が成功した場合に、報償金を支払う企業誘致報償制度の創設に向けた検討作業を進めているところでございます。

議員の皆さんもご承知のとおり、大阪府においても企業誘致には大変ご苦労されているところでございますが、諸要因が複雑に絡み合う企業誘致を成功させるための決定打は、残念ながらないと考えておるんですけども、まずは情報の収集、発信、これは大変重要なポイントと考えております。岬町にとって有益な情報をいち早く入手し、企業誘致につなげていくために必要な対

策について、引き続き検討してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○辻下正純議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 1点目の質問に対して、中口部長、ご答弁ありがとうございました。その答弁の中では、各避難所の看板設置の件については、財政が好転した時点で、設置に向けて検討をしてまいりたいとのことでありました。私は、この近隣では、田尻町内での避難所の看板を目にすることがあります。担当課では、設置看板が大変立派なものを想定されているのではないのでしょうか。財政が好転するまで待っていていいものではないと考えます。避難所9カ所、福祉避難所9カ所、一時避難地4カ所、合計22カ所あるわけですが、年次計画を立て、毎年1カ所でも2カ所でも、少しずつ順次設置すべきであると考えますので、要望しておきたいと思います。

そして、2点目の弱者対策のため、災害弱者支援対策計画書の作成をご検討いただけるとのご答弁をいただきましたので、早急に作成していただき、その上で総合的な避難訓練の実施に向けてご努力をお願いしたいと思います。この件もあわせて、強く要望しておきます。

そして、2点目に関しては、石田町長、ご答弁ありがとうございました。先月、5月号の岬だよりの町長コラム「四季彩々」の中で、次のように書かれておりました。記事を読ませていただきます。「藤の花を眺めながら、短期間に一気に花開くエネルギーをいつ、どのようにして蓄えているのか、と考えてみました。華やいた時期を過ぎて、夏の日差しに葉を向けながら、植物たちは一生懸命次の世代の準備をしているのでしょう。なんだか、どこかの町の財政状況を想像してしまうのは、私だけでしょうか。」という内容が書かれておりました。

この意味を深く考えてみました。石田町長の心境として、まさに現在の岬町の財政状況に対して、ご自身の心の中で、ひそかにいろいろと考えられ、大変心苦しいことだとお察しいたします。以前のような元気な岬町を取り戻すためには、ご答弁いただきましたように、後期実施計画が、今年度中に公表していただけるとお聞きいたしました。私は、後期実施計画というわかりにくいものではなく、だれもがすぐにわかる岬町再生プログラムと題して、堂々と住民の皆様の前にお示しをいただきたいと思います。

また、企業誘致にも、私の提案いたしました成功褒賞金制度を取り入れていただき、前向きに検討作業を進めていただいているとお聞きし、一安心いたしました。我々有志議員による行財政改革勉強会を立ち上げ、積極的に大改革のご提案をしてまいりたいと思っております。

最後に、石田町長にお願いがございます。今後の岬町丸の重要なかじ取り役として、また、くれぐれも赤字再建団体への転落させることだけはないようお願い申し上げます。

そして、最後に、今後の石田町長の決意をお聞きいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○辻下正純議長 石田町長。

○石田町長 奥野議員の再質問にお答えさせていただきます。

5月号の私のコラム「四季彩々」、引用していただいたんですけども、あの本意は、例えば、この町、今まで過去2回、再建団体に転落している。その苦労が済んだと思うと、また、この庁舎もそうですし、ぱっと金を使ってしまって、またしんどい状態になっていく。今回もまたいろんな形の箱物行政がたたって、3度目になるかなという財政危機に陥っている。この辺を華やかな花がぱっと咲いて、その後、住民の皆さんにも、あるいは職員にも、暑い日差しの中で苦労させながらという気持ちを込めて書かせていただいております。

ちなみに、6月号は、ユキノシタを書かせていただいております。この中にもあるように、これは、ユキノシタの花というのは、花弁、上3枚が小さく、下2枚が大きい。なかなかそこまでじっくり細部まで見ずに過ごしてきている。これが我々反省すべきじゃないかな。本当に常日ごろのことでも、細かいところでもう一度見直せば、何か新しい発見がある。そこから何か解決策もあるのではという気持ちで書かせていただいておりますので、もうそろそろ各戸に配布されていくと思いますので、またご講読いただきたいと思います。

あと、決意でございますが、確かに奥野議員申したように、わかりやすい再生プログラムという形で、住民の皆さんのご理解をいただかない限り、この岬町は再生できないと思っておりますので、ぜひとも検討していきたいと思っております。岬町の再生は、まず、我々理事者だけ、職員だけ、そしてまた、もちろん私一人が幾ら頑張ってもできないことだと思っております。議会の皆さんも協力をしていただき、そして、住民の皆さんにもご理解をいただき、一丸となって、この岬町の再生を行っていかねば再生はないと思っております。そのために、私も全力で頑張っ

てまいりますので、皆様のご理解、ご協力、賜りたいと思います。皆様の協力があれば、絶対にこの岬町、赤字転落することはないと信じております。

以上でございます。

○辻下正純議長 奥野 学君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

1時から再開予定でございます。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、反保多喜男君。

○反保多喜男議員 議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

午前中は、各議員さんより、本町の直面する行財政改革についての根幹的な質問がありました。大変な重要課題です。私は、我々大人がいかなる立派な仕事をしたとしても、青少年のために何もしなかったならば、それらは歴史の一コマに終わってしまうだろうという言葉があります。本日は、青少年健全育成の1点に絞りまして、ご質問をさせていただきます。

私は、さきの岬町議会選挙で当選の榮譽を得て、過日の議会の役選で総務文教委員会の副委員長を務めさせていただくことになりました。本日の定例会で一般質問の機会を得ることができましたので、文教政策の青少年の健全育成の取り組みについてただしたいと思います。

私ごとで恐縮でございますが、私自身、青少年指導員、学校ボランティア、また、深日無形文化財保存会の会員と青少年の育成活動に、微力ながらお手伝いをしております。また、自分の今回の選挙の政策目標といたしまして、青少年の健全な育成を掲げました。前置きが長くなりましたが、本題に入らせていただきます。

今日、世相は混沌として、連日のごとく青少年の凶悪な犯罪が報道されることはご承知のとおりであります。来るべきあすを担う青少年を地域社会を挙げて正しく健やかに育成することは、我々大人、いや町民すべての願いであり、使命であります。しかしながら、今の青少年を取り巻く環境は、実に厳しいものがあります。青少年非行の低年齢化等青少年問題はますます深刻化しており、大きな社会問題として取りあげられています。

国におきましても、識者による教育再生会議が持たれ、議論されています。美しい国・日本を提唱した安倍首相の的を得た着目だと思いますし、一日も早く成果が上がる答申を心待ちにしております。現実、今、私たちの周りを見てみると、核家族や価値観の多様化などにより、地域での社会連帯意識が希薄になり、とりわけ青少年の孤独感、疎外感が強まり、非社会的行動の芽が育ちやすくなっているのが現実ではないかと思います。このような状況の中で、青少年の健全な育成にとって不足するところを補い、正すべきところは正す、そんな努力を傾注していかなければならない大人の責務です。

普遍的なテーマといたしまして、3点考えられます。1つ、強健な心身づくり、1つ、健全な仲間づくり、1つ、浄化された環境づくり、この3点の土壌づくりを推し進めていくためには、関係行政機関はもとより、家庭や学校、職場、地域社会など、青少年にかかわるすべての環境が相互に連携と協調を図っていかなければならないと思います。この3点を重点目標とすることは当然だと思いますが、加えるに、「歴史を学ぶことにより、人しばしば自分の根源的な力を発揮する」と、ある学者が言っております。前進、改革だけではなく、過去に基づくということだそうです。そういう意味で、私は、特に教育問題、社会教育の場でどうやって若い世代に本町の歴史と伝統、この町の誇りを自然な姿で学ぶことができるのか、が青少年の育成の決定的なかぎの1つだと思います。

以上、4点を踏まえまして、本町の教育委員会で、常に研究、協議されていると思いますが、これまで取り組まれましたことと成果についてもお尋ねいたします。

○辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。教育部長。

○岡田教育部長 ただいまの反保議員のご質問にお答えいたします。

議員がお示しの非社会的行動の芽が育ちやすい環境にあるというのは、まことにそのとおりだと思います。この青少年の健全育成の課題に対応するためには、積極的に学校園を地域に開き、学校をベースにして、保護者や地域の人々が協力して、子供の健全育成に取り組むことが求められていると考えております。

ご提案のございました重点目標の1つ目、強健な心身づくりについて、子供たちにおいては、体格はよくなっていますが、体力の低下が懸念されているところであります。体育の授業や部活動での運動が好きな子供がいる反面、パソコンやテレビゲームで時間を過ごす生活をしている子供も多くいるのが現状です。子供たちの心身の健康の保持・増進のために、積極的な体育活動を推進すると同時に健康の基本は、日々の食生活にあることから、各校園所では食育を推進しているところです。すべての子供が健康で、自信を持った日々を過ごせるよう支援していきたいと考えております。

続きまして、重点目標の2つ目、健全な仲間づくりについてでございますが、岬町内の各学校では、生命を大切に、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みがわかる、他人の気持ちが理解でき行動できるなど、心豊かな人間性を育成することを目標に、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流など豊かな体験の機会の充実に努めているところであります。

岬中学校におきましては、先日の5月18日に、大阪府教育委員会の総山教育長が訪問され、

いじめ学活の授業を参観してくださいました。いじめを絶対許さないという岬中学校の教職員が一体となった授業が、素晴らしい取り組みだと評価してくださいました。

今後とも生命と人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性をはぐくむ教育活動を展開できるよう支援していきたいと考えております。

続きまして、重点目標の３点目、浄化された環境づくりについてでございますが、平成１４年度から全国の小・中学校で実施している総合的な学習の時間は、その特徴の１つが体験的な学習活動を行うことです。岬町の環境を生かした自然体験を初め、社会体験、観察・実験、見学や調査発表、討論などを含めて、ものづくりや生産活動などの学習活動を積極的に取り入れ、受け身の学習ではなく、具体的な活動や体験を通して、みずから学び、みずから考える主体的な学習を展開しています。その際、地域の教育力や地域の方々の参加は欠かせません。子供たちは、地域の大人やそれぞれの分野の専門家などにかかわり、触れ合いながら多くのことを学んでいきます。そこには個性を発揮し、人間関係を豊かに築いていくことができるでしょう。

最後に、議員からご提案の３つの重点目標プラスアルファの歴史と伝統を学ぶことにつきましては、各学校において、自分の住んでいる地域を知り、地域に愛着を持ち、郷土である岬で育ったことを誇りに思えるような学習活動や体験学習を行っているところです。

これらの活動においては、学校外のたくさんの方々の協力が必要であり、そのような体制を整えながら、今後一層、児童・生徒の健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻下正純議長 反保議員。

○反保多喜男議員 ただいま２番目の健全な仲間づくりについての中で、高齢者、障害者等との交流などの豊かな体験の機会の充実を図っていくとの答弁がありましたが、私も心の豊かさをはぐくむ上で大変重要だと考えています。現在、我が国の出生率は顕著な低下傾向を示しています。少子社会の問題は、高齢化の急速な進展と相まって、軽視できない重要問題であります。したがって、教育を語るとき、人権と福祉をともに語るべきだと思います。児童・生徒や老人や障害者を含むすべての町民のだれもが、心豊かに安心して暮らせる社会として、ぬくもりのある福祉社会の創造こそが真の青少年健全育成、非行防止につながる道だと考えていますが、教育委員会のお答えを再度お尋ねいたします。

○辻下正純議長 教育部長。

○岡田教育部長 反保議員の質問にお答えします。

議員の申された人権と福祉の尊重という観点で、本町におきましては、人権文化が社会に浸透

し、人権の視点が社会の仕組みに根づくことを目的として、一人一人の個性や生き方を認め合い、自分らしく生きる教育を各校において繰り広げています。

議員ご質問の健全な仲間づくりについて、小学校では福祉教育として、昔の遊びを教えていただいたり、民生委員の皆さんと一緒に地区の高齢者のお宅を訪問し、紙芝居やお手玉などをして、お年寄りとの交流をしています。

また、視覚障害者の方に学校に来ていただき、点字の打ち方などを教えていただいたり、社会福祉協議会、地区福祉委員会、民生委員の方々に協力していただいて、車いす体験学習なども行い、障害者理解の学習を深めているところです。岬町中学校おきまして、教育活動の根幹として人権教育を位置づけ学習する中で、自分のことや仲間のことと結びつけて、生き方を考えていく取り組みを積み上げているところです。

議員ご提案の豊かな体験の機会の充実を図ることで、児童・生徒が心の豊かさをはぐくめていくものと思っています。幼少期から生命のとうとさに気づかせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等を目指す人権基礎教育に、今後も取り組みを推進していきたいと思っています。

以上です。

○辻下正純議長 反保議員。

○反保多喜男議員 児童憲章の前文に、「児童は、人として尊ばれる。」、「児童は、社会の一員として重んぜられる。」、「児童は、よい環境の中で育てられる。」、このようにうたっています。私たちは、この精神を家族や学校、地域社会の中で大切に守り続けていくなら、たとえ子供たちを取り巻く状況は、どのように変化したとしても、その心身の健やかな成長をはぐくむことはできると確信しています。

最後に、本日の質問の答弁の中で、大阪府教育委員会からも取り組みに対しまして、絶賛をいただいたとの話がありましたが、細かい青少年指導活動を展開しているのだなと思った次第でございます。これまでの貴重な真摯な取り組みによって刻まれました着実な足跡に対して、心から敬意を表します。今後とも、その成果を踏まえて、議会、関係機関・団体が、より密接に連携し、力を合わせ、町民の幅広い共感と参加の中で、より効果的な取り組みへの研さんを心から期待申し上げます。

私のお願いと質問を終わります。ありがとうございました。

○辻下正純議長 反保多喜男君の質問が終わりました。

次に、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。岬

町の将来像、子育て支援、食育、町の整備、この順番で通告に従って質問させていただきます。

最初に、岬町の将来像についてですが、厳しい財政状況、特に超過課税による固定資産税の負担増などから、住民は財政破たんを危惧し、将来的な希望を見出し得ずに不安を抱く現状です。しかし、こんなことこそ、今は苦しくとも、近い将来いいことがあると夢を持たすことが大事かと思います。岬町は、地の利で言えば、大阪府の端っこであり、決して恵まれているとは言えないかもしれませんが、住む人の人情味はあふれ、豊かな自然といった付加価値を備えております。こういったことも含め、この岬町、どんな特色を出して、どこにも負けないまちづくりをしていこうと将来像を描いているのか、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、将来の合併についてですが、大阪府市町村合併推進審議会が、昨年7月に中間報告を発表しております。将来の見通しと題して、人口減少、少子・高齢化の進展により、人口2万人未満の町村が受ける影響が最大である。また、今後の厳しい財政制約などを勘案すると、これまでどおりの住民サービスを継続することは不可能に近い。安定的な行政サービスの提供を求めるならば、市町村合併は避けて通れない課題であると指摘されております。現実の問題として、当町の財政は非常に厳しく、住民負担が増すばかりです。町長は、将来の合併についてどのように考えているのか、また、自主的に推進していこうと考えているのか、お尋ねします。

次に、小学校の統廃合についてですが、少子化に伴って、生徒数が減ってきております。特に多奈川小学校においては、各学年1クラスと聞いております。今後、入学する予定数も現在より減る傾向にあると聞き及んでおります。出生率を上げる。また、子育て世代が永住する努力も大事ですが、だんだん減ってきているというこの現状を見据えて、手を打つことが大事だと思います。少人数だからいいということもありますし、また、集団教育を考えることも大事であります。そういったあらゆることを想定し、岬町の教育について青写真を描くことが大事ではないでしょうか。また、少子化もですが、各小学校の建物の老朽化も考えなければと思います。補修を余儀なくされている。また、耐震対策にしても、厳しい財政を考えて、順番にしかできない、こういったことを考えなければと思います。例えば、統廃合するというのも1つの選択肢かと思いますが、それには直接かわる現場の意見を尊重しなければと思います。そのためにも、研究会を早急に立ち上げるべきだと思います。有識者を交え、現場の意見が反映される研究会の立ち上げが大事と思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、保育所の統廃合についてですが、保育所も小学校と同じで、年々子供が減ってきております。今後においてもふえる可能性は低いと考えられます。また、建物の老朽化もあり、毎年順番に補修を余儀なくされております。統廃合も視野に入れ、将来的な構想を考えねばと思います

が、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、子育て支援についてですが、長期療育の取り組みについて。発達障害者支援法が成立し、昨年4月1日から施行されております。この法律の施行により、発達障害に対する社会的な理解の向上が、発達障害を持つ本人及び家族に対する支援体制の整備につながるものとして、大いに期待されております。また、発達障害者支援法には、医療、保健、福祉、教育、労働に関する部局が連携し、就学前から就労まで適切な支援をつなげていくことにより、発達障害者の社会的自立を促していくことが明記されております。そして、国及び地方公共団体の責務として、適切な支援体制の整備について、迅速に取り組んでいくとなっております。

この発達に気になる子供たち、発達障害児については、通常、学校においては、学級の教員が感じている子供は6.3%に上ると言われております。保育所においてもoshiかりと思います。しかし、親が相談したくても、障害児施設は敷居が高くて不安との声も多くあります。もっと子供や家族が気軽に相談に来られるような機能があればとの声もあります。そして、危惧されることは、通常クラスに1人から2人とされる特別な支援を必要とする子供が放置され、不適を起こすと、いじめを受けたり、不登校につながっていくのではということです。

また、家庭においては、いたずらが多い、落ちつきがない、聞き分けがないといった子供たちに、周囲がどう対応してよいかわからず、虐待する可能性がかなり高いのではないかと心配されます。何よりも、この法律の目的は、早期発見と早期療育であります。また、このことが将来的に、社会的自立を促すことの大前提になると思います。当町として、発達障害の早期発見と早期療育の取り組みについて、お尋ねします。

次に、子育て支援センターの充実についてですが、子育て支援センターが昨年10月に開設され、子育て家庭の方々に大変喜ばれていると聞き及んでおりますが、具体的に、利用者の方々の反応はどうでしょうか。また、一時保育の実施、そしてまた、18歳未満を児童とみなすが、18歳までの対応はどうするのかなど、利用者からさまざまな要望があります。それらを踏まえて、今後の計画はどうなっているのでしょうか。

また、子育て支援センターは、岬町の子育て拠点として、多岐にわたる子育ての相談があると思います。子育て拠点としての機能を発揮できる相談体制、子育て相談ネットワークは完備されているのでしょうか。また、現在、スタッフの体制は、職員である所長と臨時職員2人の3人体制ですが、岬町の将来を預かる子育て拠点として、これで十分でしょうか。例えば、スタッフに不備が生じた場合、どのように対処されるのでしょうか。現在の機能がきちっと継承し、維持できる体制が整っているのでしょうか。何点か気にかかることを申し上げましたが、当町の見解を

お尋ねいたします。

次に、食育条例の制定についてですが、健全な心と体、豊かな人間性をはぐくむのが目的であり、食育については常に意識することが大事と思い、今回も質問させていただきます。3月議会で、食育先進を目指し、食育を推進する庁内組織、諸団体などとの連携を図りながら、食育運動について取り組み、食育推進会議等の組織化と食育推進計画の策定を早急に行うとともに、有効な手段や施策を積極的に行い、食育の岬町と言われるよう、近隣市町の模範となっていくべきであると訴えました。その後、何か進捗があるのでしょうか。この食育は、人間が生きる上で一番大事な基本中の基本であるにもかかわらず、理解が不足しているのが現状であります。

先月、内閣府が、食育に関する意識調査結果を発表しました。それによると、食育を言葉として知っている人は65.2%で、2005年の前回の調査から12.6ポイントふえたが、意味まで知っている人は33.9%にとどまっているとのことでした。また、調査結果では、栄養バランスに気をつけているとの回答は、約9割に達したが、必ず気をかけているのは約3割だけで、毎日、朝食をとり、規則正しい食生活に努めているのは7割を超えたものの、20歳代の男性に限ると4割を切っている。このことから、周知度は高まっているが、実践に結びつける普及啓発はまだまだ足りないとの分析であります。先進市においては、食育条例を制定し、市民ぐるみで推進できるよう、積極的に取り組んでいるところもあります。当町も、町全体で取り組み、大きく推進すれば、医療費の削減にもつながります。そのためにも条例を制定すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、調整区域の整備についてですが、市街化調整区域については、一部条件が整えば、建築確認がおりると聞いております。そういった場合、インフラ整備ができてないのを承知の上で建てていると思うのですが、しかし、長年住みつくと、その間に生じてくる不備について、行政で何とかしてほしいとの要望があります。しかし、現実には財政が厳しいこともあって、例えば道路の舗装にしても、町道指定されていないので要望にこたえられないといったことがよくあります。住民感情としては、あくまでも生活道路であるということで、既得権を主張し、要望を受ける私たちとしては、対応に困ることがよくあります。行政として前向きに取り組めないか、お尋ねいたします。

質問は以上であります。

- 辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。竹本部長。
- 竹本企画部長 私の方からは、川端議員のご質問にあります将来構想と将来の合併について、お答えいたします。

行政面は非常に厳しい状況にあります。町の将来像につきましては、住民の方々が仕事も余暇も楽しんで過ごす人々が、岬町に魅力を感じ、人口が増加していくようなまちづくりを目指していかなければなりません。仕事や就労に関しましては、本町は大阪市への通勤圏内にありますし、余暇に関しましては、海と山、豊かな自然と温暖な気候のもとで、多様なレクリエーションを親しむことができます。そのことから、岬町は、仕事と余暇を両立できる町と言えます。週末には、身近に自然と親しみ、充実した余暇を過ごせる町の魅力を積極的に発信していきたいと考えております。

また、本町は高齢化率が府下トップでございますが、元気な高齢者の方々が多くおられます。高齢者の皆様も生き生きと過ごせる町にし、さらに子育て支援や企業誘致による雇用先の開拓にも努め、若い方々などの定住の促進につなげ、にぎわいや活気のある岬町にしていくことが必要です。

次に、将来の合併につきましては、議員お示しのとおり、平成18年7月に、大阪府市町村合併推進審議会が、自主的な市町村の合併の推進に関する構想の中間まとめがあり、本町では、ことし1月に、最近の市町村合併の情勢についてをテーマに、研修会を開催したところです。市町村合併は、小規模な自治体が単独で行政運営をしていくよりも、人口20万人から30万人程度の規模で、スケールメリットを生かせる合併を検討していくことが重要と感じております。大阪府の最終報告は、本年中にはまとめられる予定ですので、この内容をよく精査した上で、合併について対応を検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○辻下正純議長 岡田教育部長。

○岡田教育部長 川端議員の小学校の統廃合についてと、それから食育について、私の方からお答えいたします。

まず、各小学校の統廃合について、将来の青写真のもと、統廃合も1つの選択肢としてとらえるべきというご意見でございますが、まず、各小学校の現状をご報告します。平成19年5月1日の児童数は、淡輪小学校で、各学年80人から100人程度で、どの学年も3学級です。深日小学校の児童数は、各学年30人から40人で、1年生、4年生、5年生が1学級で、残りは2学級です。多奈川小学校の児童数は、各学年20人から25人で、各学年とも1学級です。また、ゼロ歳児から5歳児の子供の数から今後の各小学校の学級編制を推計しますと、淡輪小学校においては、1学年当たりの学級数が2から3学級で運営されることが予想されますが、深日小学校、多奈川小学校においては、1学年当たりの学級数が、単学級で運営してなければならない状況が

予測されます。このような状況のもと、議員ご指摘のように、小学校の統廃合の検討が必要であるとは認識しております。議員ご指摘の小学校の統廃合に向けて、研究会の立ち上げについては、まずは教育委員会で議論を行う場を設けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、食育条例の制定に向けてという部分でございますが、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。子供たちが望ましい食習慣を形成するためには、組織的、計画的に取り組むことが大切であり、幼稚園、保育所、小・中学校において、それぞれ指導を行っているところです。

議員ご提案の食育推進条例制定のための食育推進会議の設置につきましては、まず、保健センター、子育て支援センター、保育所、幼稚園、各学校が連携して取り組めるシステムづくりが必要であると考えております。今年度は、そのようなシステムづくりを進めるべく、福祉部と連携を図ってまいります。

以上です。

○辻下正純議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 私の方からは、保育所の統廃合、早期療育、子育て支援の問題について、お答えをしたいと思います。

まず、保育所の統廃合についてですけれども、町内の保育所のあり方につきましては、次世代育成支援行動計画の保育所再建の項目で、一定の方向を打ち出しており、淡輪保育所の増築、深日地区の2カ所の統合と子育て支援センターの設置、多奈川保育所においては、老朽化、立地条件を考慮した既存施設への移転整備という方針で、現在進めているところであります。

議員ご指摘のとおり、確かに毎年の出生児数は減少傾向にありますけれども、保育の需要は、ここ数年横ばい、もしくは微増の傾向にあり、極端な減員は見られておりません。ちなみに、深日保育所では、ここ数年ずっと70人代、多奈川保育所についても40人代であります。

生まれて育った地域内での保育所に通う児童が、同じ地域内の小学校に通えるということが一番いい姿であるというふうに考えておりますし、人間関係の育成や構築に欠かせない場でもありますので、保育所と小学校の密接な関係を保っていくことも配慮していかなければならないというふうに考えております。

2点目の早期療育の問題であります。

町内の療育施設としましては、ご承知のとおり、簡易心身障害児通園事業と位置づけております障害児デイサービス施設「こぐま園」があります。早期療育推進事業として実施している週1

回のパンダ教室を含め、運営しているところであります。平成18年10月からは、同じ敷地内に子育て支援センターが併設されております。

まず、発達から療育にどのような流れでつなげていっているのかということをご説明したいと思います。当町では、保健センターでの1歳半健診、3歳半健診の乳幼児健診におきまして、問診やお医者さんの診察に加え、必要な場合には心理相談員による発達検査を行い、個人差も考慮しながら、発達支援や育児支援の必要なケースを把握しています。この健診ルートで、おおむねこれまで、例えば平成18年でいきますと、7割の方を一応把握しております。残り3割につきましては、町外から岬町に引っ越してこられた中で見つけたというものであります。

1歳半健診の後の発達相談の結果、育児環境面でのサポートには、月1回の幼児教室を勧奨します。そこで、親子で遊びの楽しさを経験してもらったり、定期的な発達相談を受けていただきます。発達相談員の視点から療育的なかわりが適切と判断した場合につきましては、パンダ教室やこぐま園へと保護者の意向を確認しながら進めていきます。また、地域との連携では、平成14年度から、こぐま園と保育所との並行通園も取り入れているところであります。

この健診ルートや当事者の直接相談のほかにも、保育所、幼稚園との情報交換ルートを早期発見方法として活用しています。

この療育問題では、一番のハードルは、ご両親が療育の必要性を認めるかどうかということにあります。認めたくないから事実として受け入れて、その対応へと行動するところに支援が必要であり、こぐま園、保健センター、保育所等との連携で早期療育ができるように、これからも取り組んでいきたいと考えています。

次に、子育て支援センターの充実の問題であります。

まず、昨年の10月にオープンして以来、この5月末までの8カ月で、約3,000人の利用者がありました。今後、地域子育て支援の拠点として、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点機能を有するセンターとして、また、地域の子育て支援情報の収集や提供に努める。子育て全般に関する専門的な支援を行う地域支援活動を他の施設と連携しながら実施していきたいというふうに考えています。現在、子育て支援センターは、乳幼児、すなわち就学前の子供たちを主な対象として活動しているところであります。

児童といいますと、一応18歳までということになっておりますので、その就学後の子供たちへの対応としましては、教育委員会や小学校、中学校、高校と連携して、相談体制を充実していきたいと考えております。

問題点が出てきたときの相談体制としまして、支援センターのオープン時における連携会議の

メンバーを引き続き活用し、各関係機関の協力を求めて、問題解決に邁進していきたいと考えています。

支援センターの職員体制につきましては、計画では、センター長を含めて、正職保育士2名と臨時保育士10名体制を予定して、実は、昨年、採用試験も行いましたけれども、残念ながら、採用には至りませんでした。そのため、現在、正職員の所長1名に臨時職員であります保育士2名を配置して、センターを運営しているところであります。ただ、この臨時職員にしましても、いずれも経験豊富な保育士でありまして、その上に保健センターの保健師による協力体制、各保育所の保育士や看護師、給食調理員との連携で、各種の事業への協力等によって、このセンターの事業を少しずつつくってきたところであります。今後、異動の問題もありますので、その蓄積が引き継げるように、保育所への保育士配置も含めて、全体で工夫していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○辻下正純議長 松永事業部長。

○松永事業部長 川端議員の調整区域の整備について、答弁させていただきます。

市街化調整区域の整備につきましては、岬町内では、淡輪、深日、多奈川の地域が都市計画法の適用を受ける都市計画区域となっており、孝子地域が都市計画法の適用を受けない都市計画区域外であります。都市計画区域内には、市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分されておりまして、市街化調整区域に住宅等を建築するには、農家住宅や道路沿道サービス業等の建築物のほか、都市計画法の区域決定された時点で、既に建っていた既存住宅の建てかえも可能であることは、議員もご承知のとおりでございます。

議員ご質問の市街化調整区域の整備につきましては、議員例示の道路を含むライフライン等一定の整備は必要と考えております。しかし、市街化調整区域という法規制の中で建築された建物であり、建築主がその敷地のライフライン等の状況を十分理解の上、建築されているものと考えておりますし、また、現在行っている町内の整備につきましては、町内全域を見据えながら、どこの地域をどのようにするかを判断しながら行っている状況でございます。

今後も厳しい財政状況の続く中、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外の区分にかかわらず、整備の優先度が高い箇所から順次整備を実施してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○辻下正純議長 川端議員。

○川端啓子議員　ありがとうございます。

合併についてなんですけども、先ほどの答弁で、やっぱり合併は推進すべきというふうに受けとめたんですけども、それでよろしいでしょうか。

それと、あと、もしそうであれば、広域行政を幅広く進めるということが合併の近道だと思います。現在、消防、下水道など広域でなされてますけども、例えば、ごみの焼却場についてなんか、今、泉佐野市と田尻町の清掃組合が焼却場の建てかえ時期を迎えて、建設計画に入るということを聞いているんです。だから、例えば、こういうことも、こうした情報を速やかにキャッチして、岬町もそこに乗れるもんなら乗っていくとか、そういった手を打てるところには手を打っていかなければいけないと思うんですけども、その点、1つお尋ねしたいと思います。

それと、先ほどの小学校、保育所の統廃合なんですけども、あくまでも統廃合ありきでなくて、統廃合も視野に入れての研究会の立ち上げであります。小学校の空き教室を活用して、保育所の機能を持たせてはという声もありますので、先ほど、部長の方から、教育委員会の方で研究会を立ち上げてというふうに答弁いただいたんですけども、ただ、学校関係だけでなく、できれば、保育所の関係も合同で研究会を立ち上げて、協議できないものかと思います。

それと、あと、早期療育についてなんですけども、部長の答弁の中でも、本当に保護者の方、家族の方が、やっぱり認めたくないという方が一番困るという、そういう方たちは、障害施設というのは敷居が高くて行きにくいという、そういう声がありますので、そういうことの解決のために、子育て支援センターを大いに活用できればなと思います。

住民の方の中にも、療育に関するノウハウを備えた方もたくさんいらっしゃいますし、そういう方々の力を借りるということも大事だと思いますので、その辺のところをいろいろ検討してほしいなと思います。

○辻下正純議長　石田町長。

○石田町長　それでは、私の方から、川端議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず、学校の統廃合、また、その保育所のことでございますけども、確かに、我々の今の財政状況からして、財政面からの検討ということも大切なことは重々承知いたしております。また、そうする必要もあると思うんですけども。まず、原点は子供でございます。子供をいかに安心して安全な環境で教育を受けてもらえるかというところも考えていく必要、これがやはり重要だと思います。その中では、やはり地域に根差した形での教育という形も検討を視野に入れていく必要があると思いますので、その辺、十分に検討をしていきたいと思っております。

合併につきましては、広域化も進めてという形もありましたけども、確かに広域で、今、議員

ご指摘の消防組合あるいはそのほかにもいろんな検討している形でのいろんな範囲での広域、検討いたしております。例えば、今、病院の問題、これもございます。この点についても広い範囲でのいろんな検討会いたしております。現在、岸和田以南での、私、副会長させていただいておりますので、その辺も視野に入れた形で、広域行政でいけるところは広域行政、そして、合併について、これは前向きに検討するというご理解でよろしいかという、議員ご質問でございましたが、それで結構かと思っております。その辺も視野に入れた中で、積極的に動けるところは動いていく必要があるのかなと思っております。

そして、あと、将来像でございますが、なかなか明るい展望がないと、見えないと思われましようけども、やはりこの岬町、私はそんなに将来像、暗くも思っておりません。まず、これ、企画部の方でやっておりますけども、8部長の中で一番明るい竹本部長を企画部長に据えているのもそのためでございます。

この町が、本当に明るい展望を持つ。これはなぜかと言いますと、例えば、団塊の世代の方々がゆとりを持って、広い敷地で、ちょっと遊び心を持った生活が第二の人生をこの岬町で過ごすような、そういった部分では非常に環境に適した町じゃないかなと思っております。そういった方々の岬町の移住という形も視野に入れ、また、民間の中では、そういった動きをされている企業もあるように聞き及んでおりますし、岬町、そういった形で、どんどんどんどん人口がふえていくという可能性を非常に秘めておりますので、決して暗い将来構想ではないように考えておりますので、その辺もまた議員のご指摘、十分に検討させていただきながら、明るい将来展望をともに考えていきたいと思っております。

以上であります。

○辻下正純議長 芦田部長。

○芦田福祉部長 川端議員の方から、早期療育の子育て支援センターの活用ということに対する検討ということがございましたので、現在の子育て支援センターで取り組んでいることを若干報告しておきたいと思います。

まず、気軽に相談できる場所ということにつきましては、これは保健センターが、常時その相談を受け付けているわけなんですけれども、保健センターのほのぼのクラブ、これは親子で一緒に一定の時間帯を過ごす。そこで相談を受け付けるということを開いております。そこで、民生委員さん、あるいは子育てをサポートしてくれるお母さんたちの支援を受けながら、早期発見というふうなこともその中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、子育て支援センターにおきましては、平成19年度から、これは昨年からずっとや

っておりましたけれども、つどいの広場事業というものを週2回やっておりました。これを毎日、つまり週5日に拡大し、あわせて先輩のお母さんたちの手によるおもちゃ広場「あそぼっと」を週2回、それから、これも遊びを主に紹介するというそういう内容の子育て講座を週2回、新たに実施するという形で、4月あるいは5月から実施しているところであります。さらに、保健師が、月1回、このセンターの方に出向いて、乳幼児発達相談や育児相談を受けるということも一応決まりました。日程も組まれております。それと、看護師さんによる週1回の育児相談、身体測定、これも4月から開始をしております。このような新たな事業展開ということをやって、子育て支援センターの機能強化をしていく中で、早期発見、早期療育に結びつけたいというふうを考えております。

以上でございます。

○辻下正純議長 川端議員。

○川端啓子議員 もう最後ですので、要望ということで。町長からも、いろんな明るい展望があるということで、そういうことはできるだけ速やかに、そういう構想は、速やかに具体的に実現してほしいなということを要望しておきます。

あと、今、子育て支援センターのことなんですけども、周知、やっぱり知らない人もいますので、できるだけ何とか広く周知できるように、いろんな形で周知できるようにしてほしいなということを要望しておきます。

以上です。ありがとうございました。

○辻下正純議長 川端啓子君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

10分間休憩でございます。

（午後1時55分 休憩）

（午後2時05分 再開）

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶でございます。

4月の町会議員選挙では、多くの皆様のご支持とご期待をいただき、再び町議会へとお送り

いただきました。補欠選挙から1年半という短い期間でしたが、住民の皆さんからたくさんのご相談をお受けし、一緒に解決していくために力を尽くしてまいりました。また、一つ一つの議案を住民の目線からチェックし、住民の皆さんの声を議会に届けてきました。この1年半で私が学んだのは、住民の皆さんが、今の国の政治のもとでどんなに苦しめられているか、また国の悪政の防波堤となって住民を守るはずの岬町が、地方自治体の役割を十分果たせていないこと、その結果、住民負担の波にのまれそうになっている方々を数多く生んでいるという事実であります。困って相談を寄せられる方の話を聞くたびに、どうすれば町議会議員として、この方に役に立てるのか、その責任を果たせるのか、真剣に考え、行動してまいりました。国の政治が庶民に冷たく、より一層、地方自治体が地方自治体らしく住民の暮らしを守る役割が求められています。今期4年間、住民の暮らしと福祉を守り、活気ある岬町を住民の皆さんとご一緒につくっていくために、より一層頑張る決意であります。

この春から、幼稚園の授業料や保育所の保育料、各種公共料金の値上げや固定資産税の税率引き上げなどで、住民の皆さんの生活は本当に大変なものとなっています。これらの値上げの上に、さらに、この6月から住民税が増税され、7月には介護保険料と国民健康保険料の納付通知が皆さんのご家庭に届きます。特に住民税については、去年は税務課への苦情や問い合わせが殺到し、多いときは毎日300件もの苦情、問い合わせが1週間続くというほどの騒ぎだったと聞いております。けさほども、1階を通りかかったところ、税務の担当のところでは、苦情や問い合わせにお越しになったと思われる皆さんで窓口は埋まっておりました。これは、自民・公明の連立政権が主導して行い、時には民主党まで一緒になって推し進めた税制改定の結果であります。

国会で決められたことが発端だとはいえ、矢面に立たされる職員の皆さんのご苦労をお察しいたします。しかし、それほどまでの苦情や問い合わせが殺到する背景には、住民の皆さんの大変な暮らしがあることをよくご認識いただきたいと思います。特に65歳以上の高齢者への老年者控除の廃止や、公的年金控除の縮小、住民税非課税措置の廃止による影響は大変大きく、住民税増税にとどまらず、介護保険料や国民健康保険料も値上げされるという雪だるま式の負担を押しつけられております。

この6月からの住民税の増税については、もう少し触れなければなりません。住民税の納付書は、既に各ご家庭に届いていることと思いますが、納付書とあわせて、平成19年度の所得税額、住民税額についてというこういった文書が同封されております。また、岬だより6月号でも、なぜ住民税が高くなっているのだろうという問答形式で、住民税の増税について書かれております。これらの中で、「税源移譲によって、所得税と住民税とを合わせた全体の税額は変わることは基

本的にはありません」と書いてあり、注意として、「景気回復による定率減税の廃止や皆さんの収入の増減など別の要因により実際の負担額は変わりますので、ご注意ください」と書かれておりました。確かに、国から地方への税源移譲だけを見ますと、所得税と住民税の合計額は変わりません。しかし、定率減税がすべて廃止され、その影響で結果的には増税となる家庭が多いではありませんか。住民税の納付書に同封された文書は、大阪府を通じておりてきているもののようですが、国も今一生懸命になって、負担は変わりませんと宣伝をしているところであります。

私には、町も一緒になって、このようなグラフですとか表を使って、負担は変わらないと印象づけようとしているように思えてなりません。変わらないのは税源移譲の影響だけの問題で、定率減税による負担増をごまかすようなやり方で、ひきょうとしか言いようがありません。実際には、この住民税が多くのサラリーマンで約2倍、65歳以上の高齢者で、最高4倍近くになる場合があり、住民の皆さんの生活はさらに切り縮められ、景気の冷え込みにもつながりかねません。この住民税の増税は、2003年の総選挙で公明党が公約として掲げ、自民党と一緒に進めたもので、マスコミでも増税戦犯と言われるほどのひどい負担を住民に押しつけるものです。その結果が、今、住民税の増税となって、皆さんの生活に襲いかかっているのです。

果たしてどれだけの負担増になっているのかと思ひまして、私自身の給与明細等を調べて比較してみました。大ざっぱな数字ではありますが、所得税は、確かに住民税への税源移譲により、昨年、年間19万円だったのが7万8,000円と、9万2,000円減っています。しかし、住民税は、昨年、8万7,000円だったのが、一気に22万円にはね上がっておりました。差し引きしますと、年間4万1,000円の増税となっております。所得の変動もありますが、これが税源移譲という隠れみのの下の定率減税の全廃というものの正体なのかと、実際計算してみても思い知らされたわけであります。

このような国の冷たい政治のもとに置かれている住民の皆さんの暮らしを守るために、より一層地方自治法の役割を発揮することが求められております。その上で、岬町が地方自治体らしく、住民の暮らしを守るために何をすべきかという立場から質問をさせていただきます。

今回は、国民健康保険料の引き下げ、介護保険料の引き下げ、乳幼児医療費の対象年齢の引き上げの3点を求めて質問をいたします。

まず1点目に、国民健康保険料の引き下げについて質問をいたします。

現在、岬町では、約6割の4,500世帯が国民健康保険に加入をされています。かつては自営業者や農林水産業者の保険と認識されてきた国民健康保険であります。現在の加入者の特徴は、全国的には世帯主が無職であるという世帯が約半数を占めるということ、また、大半は高齢

者であるという点であります。岬町においては、この傾向はより顕著であると考えられます。そのため、ほかの保険加入者に比べて、所得水準が低いという構造的な問題を抱えています。

岬町の短期保険証の発行数は、2003年以後、急激にふえて、昨年11月時点で203枚の発行数になっているとお聞きしています。短期保険証の発行の申請は、高過ぎる国民健康保険料が払えないという住民のやむにやまれぬ選択です。私がお聞きした方の中では、国民健康保険料が高過ぎてとても払えないが、子供がいるので、子供のために保険証を切らすわけにはいかない。分納にしてもらって短期証をもらったが、いつ払い終わるかわからない長いローンを組んだようで気が重いという方や、高い健康保険料を払う余裕がなく、役場に相談に行かなければと思っていましたが、払うお金が用意できないので役場に行けない。保険証も期限が切れたままで使えないので、薬が必要だが病院にも行っていないなど、聞いているこちらまでつらくなるような実態があります。

高過ぎる国民健康保険料によって、住民を苦しめるのが地方自治体の仕事でしょうか。国民健康保険は歴史的な変遷のあるものの、現在では、国民皆保険制度においてセーフティネット的な役割を果たしております。例えば、不幸にも会社をリストラされて無職になった場合は、被用者保険から国民健康保険へ移行することになります。また、本来は政管健保に入るべき社員に対して、コスト削減の名目で国民健康保険への加入を強いている事業所も存在しております。そのほかにもさまざまな事情により、ほかの健康保険に加入できない方々を支えている公的な医療保険として、国民健康保険はまさに国民皆保険におけるセーフティネットとして下支えをするという役割を担っています。

これは、1958年に、それまでの国民健康保険法が全面的に改められ、その第1条で、社会保障及び国民保険の向上に寄与すると、国民健康保険が社会保障の一環であることがうたわれているからであります。構造的な問題を抱える国民健康保険に対して、本来は、国が国家予算を投入して保険料を抑えるべきと考えますが、1984年に制度を変えて、それまでは国が45%負担していたものを38.5%に引き下げられました。そのしわ寄せで、保険料の負担が重くなっており、地方自治体のみの努力では限界もあることは承知の上ではあります。

また、岬町でも医療費を下げようと努力を重ねているのは聞き及んでいるところであります。しかし、その努力が果たして実際に実を結ぶかは科学的な検証が必要でもあります。また、そのための積み上げに要する時間も必要であります。しかし、住民の皆さんは、今現在、高過ぎる国民健康保険料のもとで苦しめられているのです。実を結ぶのを待っている余裕はありません。今、苦しんでいる皆さんの生活と健康を支えるために、国民健康保険の国保財政基盤安定化基金に積

み立てている3億円を使って、保険料を軽減するべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、介護保険料の引き下げについて質問をいたします。

介護保険については、これまで何度も議会で質問をしまいいりました。また、担当職員の皆さんのご苦労もお聞きしておりますし、大阪一高い介護保険料のもとで苦しめられている高齢者の生活に思いをはせ、胸を痛めておられる職員の方もおられると思います。しかし、私が介護保険料の値下げや負担軽減策を求めるたびに、高い介護保険料に苦しめられている住民の立場に立っているとは考えられない答弁を繰り返し聞かされております。

この6月からの住民税の増税については、初めに触れましたので繰り返しません。高齢者の皆さんがこれまで以上に深刻な負担を強いられるのは目に見えています。特に昨年の税制改定によって非課税から課税対象者になった場合は、より一層深刻です。この方々は激変緩和措置の対象になっていますが、昨年は3分の1、ことしは3分の2、来年で3分の3と、介護保険料が値上がりする仕組みになっており、昨年でさえ高かった介護保険料が一段とつり上げられることになります。住民の暮らしと福祉を守り、増進させるという地方自治体の役割は一体どこへ行ってしまったのでしょうか。高齢者が先を案じることなく暮らしていけるように、大阪一高い介護保険料を引き下げるべきです。それが地方自治体の果たす役割ではないでしょうか、答弁を求めます。

最後に、乳幼児医療費助成の対象年齢の引き上げについて質問をいたします。

現在、岬町は3歳までの子供の通院の医療費を一月2回までは1回につき500円の窓口負担で、3回目以降は負担なしで医療機関で受診できるという制度をとっています。この乳幼児医療費の助成は、今では子供医療費と言われるほどに全国に広がり、対象も乳幼児にとどまらず、東京では石原都知事が中学生までと公言するほどまでの大きな流れになっています。

そんな中で、岬町は、せんだっての3月議会で、乳幼児医療費助成の対象を4歳未満から3歳未満へと引き下げるという時代逆行の議案を提出いたしました。私は議案を見て目を疑いました。常任委員会でも議論となり、継続審議という無責任な結果となりましたが、最終的には町の側から議案の取り下げを行うという申し入れがあり、乳幼児医療費助成の対象は狭められずに、昨年同様、3歳までの助成という結果に終わりました。

この一件については、手続上の問題で少し述べておきたいと思います。議会に議案を提出するということは、試算もし、効果や影響も考慮し、熟慮された上で提出されていると思われませんが、議案の撤回の説明では、さらに検討するという主旨をおっしゃっておられたように記憶しております。検討に検討を重ねた上で出されるものが議案であり、今回のような時代逆行も甚だしい議

案を議会に提出しておきながら、最終的に取り下げるという態度は、今後慎むべきであるということをお勧めしておきたいと思えます。

本題に戻りますが、乳幼児医療費の助成については、1961年、今から46年も前に、岩手県沢内村というところで初めて導入をされ、その後の粘り強い住民運動を背景に、今では形態はさまざまですが、全国の自治体に広がっております。国や府に助成制度の創設と拡充を求めながら、岬町でも子育て支援の観点から、せめて当面、小学校入学前までの助成を実現すべきだと考えます。答弁を求めます。

以上、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。白井部長。

○白井住民部長 それでは、私の方からは、国民健康保険料の引き下げの件につきまして、ご答弁させていただきます。

国民健康保険料の負担の考え方につきましては、主に医療機関等の窓口で支払う自己負担分を除きました医療費の約50%が国・府支出金の公費負担で、また残りの50%を保険料で賄うシステムになっております。よって、毎年度、国民健康保険料として負担していただく額は、医療費の総額の推移に応じて検討するものであります。すなわち医療費の抑制が保険料の抑制につながるシステムでございます。したがって、保険料の引き下げを行うに当たりましては、医療費の引き下げを必ず実施しなければならないところでございます。

また、ご質問がございましたが、国民健康保険事業財政基盤安定基金につきましては、医療費の急増等に応じた保険料の追加負担を求めることができない場合の対応や、医療費の抑制を図るための保健事業に充てることを目的に積み立てるものでございます。

この基金の平成17年度末現在高は3億952万1,000円となっており、そのうち約2億円につきましては、国保財政の健全化に取り組む自治体として、特に保健事業を積極的に取り組む本町の姿勢が評価されたことに伴う、大阪府からの特別調整交付金相当額を積み立てたものでありまして、保険料の引き下げのために積み立てを行ったものではございません。また、残りの1億円は、財政調整機能をあわせ持った財源ということでございます。

こうした状況を踏まえまして、今後の基金の活用につきましては、その目的であります医療費の急増など、やむを得ない財政事情に備えつつ、医療費の抑制効果が期待できる保健事業の特定財源として、優先的に取り崩しを行うことが、今後の医療費の削減の要因となり、その結果、保険料の引き下げにつながるものと考えているところでございます。よって、基金の取り崩しによる保険料の引き下げを行うより、保険財政の安定的な運営を資するため、引き続き保健事業の充

実のために基金を取り崩すこととしております。

以上でございます。

○辻下正純議長 芦田部長。

○芦田福祉部長 私の方からは、介護保険料の引き下げ、乳幼児医療費の対象年齢の引き上げの件につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、介護保険料の引き下げについてですけれども、介護保険料の計算方法につきましては、3年を1期とした市町村の介護保険規約に定める給付費等対象サービスの見込み量等に基づいて算定をしているところであります。ご存じのとおり、この介護給付費の財源内訳としましては、半分が税金、半分が保険料ということになっておりまして、その税金の分も、国が全体の25%、府が12.5%、市町村が12.5%、残り50%の保険料につきましても、現役世代、40歳から64歳までが31%、残り19%を65歳以上の高齢者で負担をするというそういうシステムになっているところであります。

現在、岬町が一番保険料高いというふうに言われていますのは、この19%の65歳以上の岬町の高齢者の介護保険料が、大阪府下でトップであるということであります。ただ、この介護保険料につきましては、先ほどの介護給付費あるいは介護給付料に基づいて計算をしておりました。これの引き下げを求めるということであれば、給付料なり、給付金、給付額を引き下げることによって、初めて介護保険料の引き下げが可能になるというふうに考えております。

現在、介護保険料の算定の基礎となる計画につきましては、平成18年度から20年度の3カ年ではじき出した金額で、3カ年を同じような保険料でいく。ことしは、平成19年度ですから、年度途中の2年目に当たるわけであります。まだ、最終年度あるいは今年度の給付費あるいは給付料がどのようになるかというような、そういうような見込みが立たない状況でありますので、現行の保険料が、今のところ必要になるというふうに考えておりますので、引き下げは考えておりません。

次に、子供医療費助成、乳幼児医療費助成の対象年齢の引き上げの問題であります。

乳幼児医療費の通院に係る補助対象年齢は、平成12年度の事業開始以来、大阪府の補助基準プラス1歳として、現在、4歳未満としてきた経過があります。また、担当部局としては、子育て支援の必要性から事業拡大をも検討してきたこともあります。しかし、再建団体転落が将来のことではなく、目前に迫っている現状を踏まえますと、大阪府の補助基準以上の年齢ということになりますと、当然、町の一般財源を投入せざるを得ず、単独事業費による上乗せは望めない状況でありますので、現在、対象年齢を引き上げることはできないということをご理解いただきたい

いと思います。

以上でございます。

○辻下正純議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、ご答弁いただきましたけれども、まず、国民健康保険料についてご答弁いただきました。白井部長は基金のことをお話されておりましたけれども、基金に2億円を積み立てましたと。その積み立てた理由は、大阪府から、岬町がやっている保健事業を高く評価されて、交付されたというご説明であったかと思います。基金に積み立てた交付金のことについては、2006年の6月7日、定例会の場で、白井部長が、提案の説明で同じようなことをお話をされております。白井部長は、ここで平成17年度国民健康保険特別会計決算見込みにおきまして、大阪府特別調整交付金等特定財源の確定、国保財政基盤安定化基金への積み立てに係る補正予算を調製したということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加しますということをご説明をされています。その詳細については、府の支出金、財政調整交付金として2億62万1,000円を補正していると。このお金については、国庫支出金の一部である財政調整交付金については、国が国保財政の調整を行ってまいりましたが、平成17年度の三位一体改革により、その財政調整に係る権限が都道府県に移譲されたことに伴い、大阪府から財政調整交付金が普通調整交付金と特別調整交付金の2つに分けられて交付されることになったという説明をされておまして、そのうち、今回、特別調整交付金の補正をするということでありました。

非常に複雑なシステムになっておるようでございまして、いろいろ私も調べさせていただきましたけれども、国からすべておりてきてた交付金の一部を府からもおろすようにしようと、一部ね。府からもろたお金がその2億円やと。何で2億円をもらえたかという、岬町の保健事業が先進的で評価されたという理由であったと。簡単に言うと、そういうことであったかと思いますがけれども。確かにいろいろ努力されて、府からの特別調整交付金の制度をいち早く利用して、いろんな事業に取り組まれたということであったかと思います。

府を通じておりてくる特別調整交付金ですけれども、白井部長はこのように説明をされておられます。この特別調整交付金は、各市町村において、国保財政の健全化に取り組む自治体に、特に保健事業など医療費の軽減に積極的に取り組む本町の実績が、大阪府において高く評価されたことにより交付されたものだというふうに説明をされております。

どんな事業かと申しますと、本町は、平成17年度から新たに国が推進するヘルスアップ事業をいち早く取り組み、特に糖尿病予備軍を対象といたしたいきいきセミナーの開催、看護師による訪問指導事業などを実施いたしております。特にヘルスアップ事業につきましては、事業

の実施期間が短い中で、本町が率先して取り組んだことが大きく評価されたものというふうに交付金の増額理由について説明をされております。

では、お聞きしたいんですけれども、ここで説明されておるいきいきセミナー、それから、看護師による訪問指導事業などのヘルスアップ事業、これ全体の財政的規模は幾らかかったのか、それを1つお聞きしたいと思います。さらにですね、その事業費は一体どこから捻出されたのかという、この2つをお聞きしたいと思います。

ーたん、これでお答えいただきます。

○辻下正純議長 白井住民部長。

○白井住民部長 お答えいたします。

今ご説明申し上げたとおり、今回、国民健康保険の中におきまして、3億の基金を持っております。そのうちの2億につきましては、岬町が特に国保財政の健全化のために、特に医療費の健全化といいますのは医療費の抑制を図ることでございますので、その医療費の抑制を図るための保健事業も積極的に実施していると、そういうところが評価されまして、平成17年度に大阪府の方に申請したところ、多額の交付金が認められたところでございます、それを積み立てたものでございます。それにつきましては、先ほど言いましたとおり、保健事業として、今後のいろんな岬町の特色を生かした保健事業にも財源として使いたいということでやっているところでございます。

その中でご質問ございました保健事業の中で、特に岬町の早く取り組みをいたしましたヘルスアップ事業、これにつきましては、ちょっと手元の方に具体的な数値、大体の数字で申し上げるんですけど……。済みません。数値につきましては、後でまたご報告申し上げたいと思います。

今回、保健事業で行っておりますヘルスアップ事業並びに生活習慣病を対象といたしました訪問指導につきましても、後でご報告申し上げますけれども。それらにつきましては、国と府の方の財源で、限りなく近く一般財源が少ないという状況でございまして、具体的には、なかなかこの基金の活用については、今のところ、現在、岬町が行っております保健事業の中では、取り崩しを行って、岬町独自の保健事業を行うということについては、まだ至っておりません。これにつきましては、国の方でも、ご指摘のとおり、保険制度改革ございまして、それにかかわりまして、保健事業全体については見直しを図られるところでございまして、それらを踏まえまして、岬町が行っておりますヘルスアップ事業、また保健事業につきましても、今後、特定健診、特定訪問指導ということもありまして、保険料の制度が抜本的に見直しを改正されるということがありますので、そのような状況を踏まえた上で、岬町の方で、今後、岬町の医療費の特色にあった

形の保健事業を考えてまいりたいということでございまして、そのところで基金の取り崩しについても積極的に図ってまいりたいということでございます。

以上でございます。

○辻下正純議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、具体的な数字はお示しになりませんでしたけれども、私が調べたのが間違いでなければ、予算上、過去の予算書で確認されたもので間違いがなければ、約800万円という、これは事業を委託する委託料ということで知らされておったところかと思います。また、お調べいただきたいと思います。

さらにですね、その金額は、委託料は国保会計の中に記載されておりました。ということは、評価されたという事業について、国保会計から捻出したということは、少なくとも国保料に何らかの形でね返っている部分があるのではないかと。それは自然な考え方であります。ヘルスアップ事業が評価をされて得た大阪府からの交付金だとして説明されるのであれば、せめて、少なくともその事業に投入した額を国保会計に戻して、住民に保険料の軽減という形で還元するべきではないでしょうか。

また、特別調整交付金の使い道について、部長は、簡単に言うと、保険料を安くするために、直接使わないと。事業を評価されて得たものでありますから、その点を考慮して、今後の保健事業として使うと。医療費を抑えるための事業に使っていくということを繰り返しおっしゃっておられるわけですが。この点について、私も、この大阪府の特別調整交付金という制度は、始まったばかりと言えば始まったばかりですので、勉強のためにはと思ひまして、大阪府の国民健康保険の担当職員に、失礼ではありましたが、電話でお聞きをしました。そのときに、保険料を抑えるために使ったらあかんのですかと、どっかにそんな決まりが書いているのですかと聞いたら、お茶を濁すような、こういう使い方が望ましいというような表現の仕方でありまして、保険料の抑制のために使ってはならないという法的な根拠は一切示されませんでした。

また、この調整交付金、もともとこの調整交付金というものの目的ですけれども、大阪府の資料で、国民健康保険の適正運営の確保ということで、国民健康保険、財政調整交付金という項目の中に、市町村間の財政力の不均衡、医療費所得水準等の調整と医療費適正化、保険料平準化の取り組みの推進を図るため、国民健康保険者、市町村に対して交付金を交付するというふうに明記されております。保険料の平準化という表現をされているわけですが、これは加入者に対して、保険料の過大な負担をさせないようにするために使うということにも受けとめられるわけですし、保険料を抑えるために使うことを法的にも排除できないのではないかと考えます。

加えて、名目はいろいろあったようですけれども、基金に積み立てたということは、交付理由とか、事情はいろいろおありだと思いますけれども、交付されたお金の質は、既に基金になっているわけです。問題は、基金をどう使うかという質の問題にシフトされているわけなんです。ですので、この基金の使い道については、それぞれの自治体が自分たちで決定をしていくということになりますから、部長の答弁ですとか、大阪府の職員の話をもとに聞いておいたら、とても使えないもののように受けとめられますけれども、そうではなくて、国や府の言い分に、がんじがらめにならずに、保険料の軽減に使っていくべだということを申し上げたいと思います。

これについては、各自治体、市町村には財政自主権ですとか、自主裁量権を地方自治で保障されているわけですし、自治体の長が決意して、議案を提案して、議会が可決すれば、執行できるものでありまして、法的に何ら禁止されているものではありませんので、そこは住民の皆さんの苦難の解決に寄り添うという立場で判断をしていただきたいと思います。

白井部長も、医療費が高いことについては再三お話されているところでありまして、2006年6月7日の補正予算の説明のときも、さまざまな努力を重ねて、その結果として、国民健康保険料の増加を抑える要因になると。そうなるように頑張っていきたいということだったと思うんですけれども、そのように考えておられるわけで、今現在の住民の国民健康保険料の負担が大変重くて、保険料を軽減する必要性は感じているんじゃないでしょうか。今の状況では、国民皆保険の下支えとしての国民健康保険の役割がとても果たせていないと。部長がおっしゃっているように、結果としてというような、行く行くはという立場ではなくて、今、目の前でお困りになっている住民の皆さんに、できることをすぐに努力するということが求められているというふうに考えます。

よその自治体も、大変財政的には厳しい中だと思いますけれども、兵庫県の丹波市では、ここの国民健康保険、ここは税方式ですけれども、国民健康保険税を1世帯、平均2,462円引き下げるということを決定しております。この自治体は、昨年度も1世帯当たり3,800円の引き下げを行っております。これは詳しく私も調べてはおりませんけれども、一般会計からの繰り入れや国保会計の繰越金を使って、国保税を引き下げる努力を実際に行っているところがあるということでもあります。このような立場に、岬町でも立つべきだということを強く求めておきたいと思います。

次に、介護保険料についてですけれども、この問題は再三私もこの場で質問もしておりますし、求めてもおりますので、くどくどとは申し上げませんが、先ほどのご答弁でも、非常に高い保険料のもとで苦しめられている高齢者の生活を把握していないのではないかとと思われるよう

な冷たい答弁でありました。今後も引き続いて、介護保険料の引き下げ、また利用料の軽減など、真剣に考えていただきまして、実際に効力を発揮するような制度をお考えいただくべきだということを強く要望しておきます。

最後の乳幼児医療費の問題ですけれども、財政が厳しいからということをおっしゃっておられました。それは、もう日本全国どこでも各自治体の責任だけではない。国の責任も大いにある問題でありまして、苦勞されているというところだと思いますけれども、この子供医療費については、そのように財政が厳しい中でも、各自治体が広げようと努力をしているというところであります。隣の阪南市でも、ようやく3歳未満から4歳未満へと対象年齢が引き上げられました。決して隣の阪南市も豊かではないという状況の中で、そのような努力をされています。

また、大阪府内の市町村でも、全国の都道府県でも、小学校入学前までの助成や無料化が約36%にまで進んでいます。京都府の南丹市というところでは、子供の医療費を通院・入院とも、高校生の卒業まで、1医療機関につき一月200円の窓口負担で受診ができるように助成をしております。財政状況は厳しい中だと思いますけれども、また、岬町では、子育ての支援センターの設立や職員も増員するなど、努力をされているところだと。そこは評価いたしますが、子育て支援という点で言いますと、子供の命を救うということ以上の子育て支援はないというふうに考えます。ですので、その立場で努力をしていくべきだということを重ねて強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○辻下正純議長 白井部長。

○白井住民部長 申しわけございませんでした。ちょっと手元の方に資料が参りまして、届きましたんで、ご報告させていただきます。

まず、ご質問いただきました保健事業のヘルスアップ事業の事業費でございますけれども、平成17年度決算におきまして799万7,000円、そして、もう一度再度ご質問がございました訪問指導につきましては172万円でございます。合わせまして971万7,000円でございます。その財源内訳につきましては、現在、全額国庫支出金で賄っております。これは、なぜ国庫支出金で賄われるかといいますが、やはり、これ全国自治体に先駆けてやるということで、国につきましても、手厚く財源保障するという主旨のもとに、ヘルスアップ事業等につきましては、100%の国庫補助金を求めたものでありまして、これらの成果を踏まえまして、国の方の医療制度改定におきまして、特定健診、特定訪問指導につながったと聞いております。

どちらにいたしましても、そういう評価をいただいたことによりまして、特定交付金につま

しては2億余りの金額をいただいたと、そういう経緯でございまして、これにつきましては、特定健診等もありますので、今後の保健事業の中で十分活用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○辻下正純議長 中原 晶君の質問は終わりました。

川端議員。

○川端啓子議員 中原議員の一般質問の冒頭部分の発言で、気になる部分がありましたので、私の発言の許可を求めます。よろしいですか。

○辻下正純議長 はい、どうぞ。

○川端啓子議員 中原議員、先ほどね、冒頭部分で、まるで公明党のせいで税負担になったように私には聞こえたんです。もし私の聞き間違いだったら申しわけないんですけども、もう一度、その部分を言っていただきたいなと思います。

○辻下正純議長 中原議員、議席でどうぞ。冒頭の部分らしいんで。

○中原 晶議員 ここでもう一度読み上げればよろしいですか。

(「議長、運営上いかなもんかなと私は思うんですけど」の声あり)

○辻下正純議長 暫時休憩しましょうか。

(「暫時休憩した方がいいと思います」の声あり)

○辻下正純議長 暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時12分 再開)

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

川端議員の質問に関しては、テープを掘り起こさんことにはわかりませんので、一たんこれをもって一般質問を終わります。

○辻下正純議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす、6月5日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さんでございました。

(午後3時13分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年6月4日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 中 原 晶

議 員 和 田 勝 弘